

令和 7 年 度 主 要 事 業 の 概 要

1 県民 100 万人計画

★は新規事業、☆は未来投資事業

(単位：千円)

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
1 県民 100 万人計画		91,937,001		
① 「子育て県かがわ」をつくる		13,540,395	(◆は「少子化対策局面打開パッケージ」)	
【経済的負担の軽減】				
1	◆子ども医療費助成事業	1,328,736	・子ども医療費の一層の負担軽減を図るため、市町が行う子ども医療費支給事業に対して、補助するもの。 ・負担割合：県 1 / 2、市町 1 / 2 ・対象年齢：小学校 3 年生まで（所得制限なし）	69 70 72
2	◆第 3 子以降学校給食費無償化事業	307,347	・多子世帯における子育ての経済的負担軽減を図るため、小・中学校の設置者である市町等が実施する第 3 子以降の給食費の無償化の取組みに対し、補助等を行うもの。 ・補 助 対 象 者：小・中学校の設置者である市町、学校法人等 ※県立の中学校、特別支援学校(小・中学部)は、県が実施。 ・補助対象経費：第 3 子以降の給食費を無償化するために負担した給食費 ※第 3 子以降とは、3 人以上の子を扶養する世帯（所得制限なし）において、被扶養者である子のうち、第 3 子以降の児童生徒。 ・補 助 率：給食費 1 / 2	70 134

3	◆県産農水産物学校給食利用拡大事業	214,500	・学校給食において、多様な栄養価を持つ県産農水産物の利用低下が懸念される中、食材費の一部を補助等し、県産農水産物の積極的な利用を進めることで、食を通じた子育て支援の充実と県産農水産物の利用拡大を図るもの。 ・補助対象者：小・中学校の設置者である市町、学校法人等 ※県立の中学校、特別支援学校(小・中学部)は、県が実施。 ・補助対象経費：学校給食において、県産農水産物を積極的に利用したメニュー提供に要する経費 ・補助額：1人あたり250円(1食あたり50円×5日分)／月 ・実施期間：令和7年4月～令和8年3月(8月を除く)11か月間	42 70 105
4	◆★高校生向けタブレット購入等支援事業	268,088	・高校生を持つ家庭の経済的負担軽減を図るため、高校の授業で使用するタブレット購入費について補助等を行うもの。 ・補助対象者：県立高校又は県内私立高校に進学する高校生を持つ家庭 ※県内私立高校に進学する場合は、私立高校を経由して補助 ・補助対象経費：学校が指定するタブレットの購入費 ・補助率：1／2(上限3万6千円、1台限り)など ※経済的困窮世帯に対しては、高校が無償貸出を行う。	15 70 132

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
5	◆妊婦のための支援給付事業	72,776	・妊娠期の負担を軽減するため、妊娠・出産育児関連用品の購入や一時預かりサービスなどの各種支援サービスを利用するための経済的支援を実施する市町に対して、その事務に要する経費を補助等するもの。 ・補助対象経費：妊婦のための支援給付事業（※）を実施するために要する経費 ・補 助 率：国 1／2、県 1／4、市町 1／4 ※妊婦のための支援給付事業（市町が実施主体） ・対 象 者：県内に住所を有する妊婦 ・支 給 額：（妊婦認定時）5万円相当、 （妊娠している子どもの人数の届出時）5万円相当× 子どもの人数 ・負 担 割 合：国 10／10	70 72
6	市町少子化対策重点推進事業 (1)市町少子化対策重点推進事業	57,272 5,022	・市町の少子化対策事業を支援するため、国の交付金を活用して事業実施する市町に対し、交付金を交付するもの。 (1)市町少子化対策重点推進事業 ・ライフデザイン・結婚支援重点推進事業（国 3／4、市町 1／4） など	71

	(2) 市町結婚新生活支援事業	52, 250	(2) 市町結婚新生活支援事業 結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（新居の家賃、引っ越し費用等）を支援する市町に対し、支援額の一部を補助するもの。 <table><tr><td colspan="2"></td><td>一般コース</td><td>県主導型市町連携コース※</td></tr><tr><td colspan="2">世 帯 所 得</td><td colspan="2">5 0 0 万円未満／世帯</td></tr><tr><td>婚姻日の夫婦の</td><td>29歳以下</td><td colspan="2">6 0 万円／世帯</td></tr><tr><td>年齢と補助上限</td><td>39歳以下</td><td colspan="2">3 0 万円／世帯</td></tr><tr><td colspan="2">負 担 割 合</td><td>国1／2、市町1／2</td><td>国2／3、市町1／3</td></tr></table> ※県主導型市町連携コース該当要件 ①県が中心となり、事業実施の市町を面的に拡大する計画を策定 ②国が定める結婚支援に関する重点メニュー事業を、県が実施 など			一般コース	県主導型市町連携コース※	世 帯 所 得		5 0 0 万円未満／世帯		婚姻日の夫婦の	29歳以下	6 0 万円／世帯		年齢と補助上限	39歳以下	3 0 万円／世帯		負 担 割 合		国1／2、市町1／2	国2／3、市町1／3	
		一般コース	県主導型市町連携コース※																					
世 帯 所 得		5 0 0 万円未満／世帯																						
婚姻日の夫婦の	29歳以下	6 0 万円／世帯																						
年齢と補助上限	39歳以下	3 0 万円／世帯																						
負 担 割 合		国1／2、市町1／2	国2／3、市町1／3																					
7	◆不妊治療助成事業	33, 726	・保険適用後の不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成するもの。 ・対 象 者：治療期間初日の妻の年齢が4 3 歳未満の夫婦（事実婚を含む） ・対象治療：保険適用となる体外受精・顕微授精 （先進医療を併用する場合を含む） ・助 成 額：① 上限5 万円／回 ※①は高松市を除く ② ①に加え、保険制度移行による自己負担増加額が5 万円を超える場合、5 万円を超える額の全額／回 ・助成回数：子ども1 人につき通算2 回	70 72																				

	項 目 ・ 事 業 名	予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
8	不育症対策推進事業	1,150	・不育症治療の経済的負担の軽減を図るため、不育症検査・治療に要する費用の一部を助成するもの。 (不育症治療助成) ・補助対象：県内（高松市を含む）に居住する者が行うへパリン療法 ・補 助 額：1回の妊娠期間中の不育症治療に要した自己負担額に対して、上限15万円（助成回数の制限なし） (不育症検査助成) ・補助対象：県内（高松市を除く）に居住する者が行う不育症検査 ・補 助 額：1回の検査につき上限5万円（助成回数の制限なし）	72
9	妊孕性温存療法助成事業	2,327	・がんをはじめとした原疾患の治療を行うことで生殖機能の低下等の課題を生じる患者に対し、妊孕性温存治療等を行う費用の一部を助成するとともに、がん医療従事者等に対する研修を行うもの。 ・補助対象：43歳未満の県内在住者が行う妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療 ・補 助 額：受精卵凍結（上限35万円／回） 未受精卵子凍結（上限20万円／回） 卵巣組織凍結（上限40万円／回） 精子凍結（上限3万円／回） 精巣内精子採取による精子凍結（上限35万円／回） など	44 72

10	◆産後ケア利用促進事業 (1)産後ケア交通費補助事業 (2)産後ケア事業	13,684 2,000 11,684	・産後ケアの利用促進に向けて、通院時の交通費や利用料等に対して支援するもの。 (1)県内どこに住んでいても、産後の体調不良など不安を抱える産婦が、安心してケアを受けることができる環境を整えるため、市町が実施する産後ケアを受ける際の交通費を補助するもの。 ・対象経費：産後ケアサービスを利用する際に必要な交通費(自家用車利用除く) ・負担割合：県1／2、市町1／2 ・補助上限：往復1万4千円／回（5回まで） (2)産後ケアに係る経済的負担の軽減を図り、産婦が安心して必要な健康管理のケアや育児サポート等を受けることができるよう、市町が実施する産後ケア事業に係る経費の一部を支援するもの。 ・負担割合：国1／2、県1／4、市町1／4	70 72
11	第3子以降保育料等免除事業	156,766	・子育てに伴う経済的負担を軽減するため、就学前児童の第3子以降の保育料等を免除する市町に対して補助するもの。 ・実施主体：市町（高松市除く。私立幼稚園児に限り、高松市も対象） ・対象児童：就学前児童 ・対象経費：保育料（3歳未満）及び副食費（3歳以上） ・負担割合：県1／2、市町1／2 ・所得制限：3歳未満についてはなし 3歳以上就学前までは所得制限あり※ ※所得制限を超える場合は半額負担	73

	項 目 ・ 事 業 名	予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
12	病児・病後児保育利用料無料化事業	15,441	・子育てに伴う経済的負担を軽減するため、病児・病後児保育施設を児童が利用した場合に、その利用者負担を助成する市町に対して補助するもの。 ・実施主体：市町（高松市を含む） ・対象児童：第3子以降 小学校就学前児まで 第2子 3歳未満児まで ・負担割合：県10／10 ・所得制限：なし	73
13	ひとり親家庭学習支援員派遣事業	10,000	・ひとり親家庭の子どもの学力の向上及び生活習慣の維持を図るため、ひとり親家庭に学習支援員を派遣し、基本的な学習習慣の習得支援・学習支援等を行うもの。 ・対 象：小学生、中学生 ・派遣回数：小学生 60分×月3回×10か月 中学生 90分×月4回×10か月 ・負担割合：国1／2、県1／2	71
14	◆県立高校教室空調経費公費化事業	167,341	・近年の気象状況、他県における公費化の状況を踏まえ、県立高校の普通教室、特別教室の冷暖房に係る経費の公費化を図るとともに、子育て家庭の教育費の負担軽減にもつなげるもの。	70 140

15	高等学校等就学支援金等事業	3,814,683	・高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、就学支援金等を交付するもの。	
	(1) 高等学校等就学支援金交付事業（公立学校）	1,658,159	(1) 公立高校生等に対して、授業料相当額を支給することにより、教育費の負担軽減を図るもの。 ・県分 1,581 百万円 高松市分 63 百万円 事務費 14 百万円	139
	(2) 奨学のための給付金事業（公立学校）	205,862	(2) 低所得世帯で公立高校生等のいる保護者等に対して、奨学のための給付金を支給するもの。	139
	(3) 高等学校等就学支援金交付事業（私立学校）	1,820,785	(3) 私立高校生に対して、授業料の一定額を助成することにより、教育費の負担の軽減を図るもの。	15 139
	(4) 奨学のための給付金事業（私立学校）	129,877	(4) 低所得世帯で私立高校生等のいる保護者等に対して、奨学のための給付金を支給するもの。	15 139
16	大学生等奨学事業（奨学金特別会計）	133,447	・意欲や能力のある学生が安心して大学等で学ぶことができ、安心して子どもが育てられる環境づくりを進めるとともに、県内において優秀な人材を確保することを目的として、大学生等に奨学金を貸し付けるもの。 ・対象者：大学生、短期大学生、大学院生、専修学校生（専門課程）、高等専門学校生（第 4・5 学年及び専攻科） ・貸付金額：学校種別、通学形態（自宅・自宅外）等に応じて選択 ※県内大学等への進学者に対しては、月額の高額に 1 万円を加算 ・貸付期間：標準修業期間（大学 4 年など） ・利息：無利息 ・貸付定員：80 名程度 ・日本学生支援機構の奨学金との併給可 ・卒業後 3 年以内に県内で居住・就業し、3 年間続いた場合、返還債務を一部免除（1 万 5 千円×貸付月数及び 1 万円×加算を受けた月数）	1

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
【子育て拠点の充実】				
17	◆かがわ子育てステーション事業	6,182	・子育て家庭が気軽に立ち寄れる地域の子育て拠点「かがわ子育てステーション」の場所の見える化やサービス内容の情報発信を行うとともに、一層の利用促進を図るため、子育て家庭を対象にしたイベント及びステーションの職員等を対象に研修会等を開催し、魅力発信やサポート力の向上、ネットワーク構築を図るもの。 ★・ステーションにおいて、子どもの想像力や自尊心、好奇心を育むことができるイベントの実施 ・ステーションの登録促進やサポート力向上に向けた研修会の実施 ・ステーション同士の交流会の開催 など	70 71
18	地域子育て推進事業 (1) 地域子育て支援拠点事業 (2) ファミリー・サポート・センター事業 (3) 利用者支援事業	380,921 280,047 20,140 71,734	・市町の地域子育て支援拠点の開設に対する助成や当該支援拠点への子育て支援コーディネーターの配置促進等を行うもの。 (1) 乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う市町に対して補助するもの。 ・負担割合：国 1／3、県 1／3、市町 1／3 (2) 地域における育児の相互援助活動を推進するため、ファミリー・サポート・センター事業を実施する市町に対して補助するもの。 ・負担割合：国 1／3、県 1／3、市町 1／3 (3) 市町が教育・保育施設の利用状況等について情報収集を行うとともに、子どもや保護者からの相談に応じ、関係機関との連絡調整等を行うために要する経費を補助するもの。 ・負担割合：国 2／3、県 1／6、市町 1／6 など	71

	(4)地域子育て支援人材養成事業	9,000	(4)小規模保育等の地域ニーズに応じた子育て支援を充実させるため、支援の担い手である子育て支援員や放課後児童支援員を養成するもの。	
19	不妊・不育症相談センター事業	2,964	・不妊・不育症で悩む夫婦等を対象に、不妊・不育症治療に関する専門的知識を有する看護師等により、夫婦の健康状態に応じた不妊・不育症に関する相談指導を行うとともに、正しい知識の普及を図るもの。	72
20	妊娠出産相談支援強化等事業	5,465	・妊娠・出産にかかる相談支援を充実し、正しい知識の普及啓発を図り、妊娠期からの切れ目ない支援の充実のための人材育成等を行うもの。 ・助産師や医師による妊娠・出産等の相談支援 ・産後ケア実施施設及び市町との連絡調整会議の開催 ・助産師等を対象とした産後ケア事業等に関する研修の実施 ★・保健師等を対象とした外国人妊産婦等支援に関する研修の実施 など	72 88
21	◆保護者・保育者負担軽減のための紙おむつ処分支援事業	9,747	・私立保育所等における使用済み紙おむつの処理について、保育所等での処分に要する費用を市町が補助する場合に、その一部を支援するもの。 ・補助割合：県1／2、市町1／2	70 73

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
22	◆多胎妊産婦等支援事業	970	・双子などの多胎児育児の困難さに悩む多胎妊産婦の孤立を防ぐため、育児や家事の支援を行うサポーターを派遣するとともに、妊娠期から多胎児育児のイメージができるよう、交流会を開催するもの。	70 72
23	待機児童解消促進事業 (1)保育士人材バンク事業	219,162 11,566	・待機児童の解消に向けて、各種の取組みを行うもの。 (1)保育士人材バンクの運営を通じて、保育士人材の確保を図るもの。 ★・専任コーディネーターの増員 ★・県外の保育士養成施設に在学する保育学生に対して、県内保育施設における保育実習等に要する交通費の一部支援 ・対象経費：県内保育施設における保育実習等に要する交通費 ・補助率等：10/10補助（上限1万円、1回限り） など	73
	(2)保育学生修学支援事業	49,645	(2)待機児童解消に資する保育士の確保と若者の県外流出防止のため、県内外保育士養成施設に在学する本県出身の保育学生に修学等資金及び就職活動準備金を貸し付ける原資を、香川県社会福祉協議会に補助するもの。 【修学等資金貸付事業】 ・貸付期間：原則2年間 ・貸付金額：月額5万円以内（入学、就職準備金各20万円）、無利子 ・返還免除：県内で保育士として5年間業務従事した場合、全額免除 ★【就職活動準備金貸付事業】 ・対 象 者：修学等資金貸付を受けていない保育士養成施設（4年制）の学生 ・貸付金額：20万円以内（4年生進級時）、無利子 ・返還免除：県内で保育士として2年間業務従事した場合、全額免除	73

(3) 潜在保育士等支援事業	2, 610	(3) 保育士人材の確保を図るため、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料や潜在保育士の再就職のための準備に必要な資金を貸し付ける原資を、香川県社会福祉協議会に補助するもの。 ①未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付 ・貸付期間：勤務開始日から1年間 ・貸付金額：未就学児の保育料の1／2以内(月額上限2万7千円)、無利子 ・返還免除：県内で保育士として2年間業務に従事した場合、全額免除 ②就職準備金貸付 ・貸付金額：40万円以内 ・返還免除：県内で保育士として2年間業務に従事した場合、全額免除	73
(4) 保育体制強化事業	72, 918	(4) 保育士の業務の支援を行う「保育士支援員」を配置することにより、保育士の負担を軽減し、保育士の新規就業や離職防止を図るもの。 ・負担割合：国1／2、県1／4、市町1／4 ・対象施設：私立保育所、私立幼保連携型認定こども園 など ・基準単価：保育所1か所あたり10万円／月 ・加算単価：同4万5千円／月(園外活動時の見守り等に取り組む場合) 同4万5千円／月(一時的に支援員を加配する場合) ・業務内容：遊具等の消毒、給食の配膳、寝具の用意・後片付け など	73
(5) 派遣保育士活用事業	17, 976	(5) 保育士の労働環境の改善や離職防止を図るため、私立保育所又は認定こども園等において、保育士が産前産後休暇や育児休業等により代替を必要とする場合に、民間派遣会社から代替保育士を派遣する費用の一部を負担するもの。 ・産休代替派遣(産前産後休暇) 代替保育士の直接人件費相当額を負担 派遣回数：上限年間3回／施設 派遣期間：上限産前8週間・産後8週間	73

項 目 ・ 事 業 名	予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
◆(6)派遣保育士による保育の受け皿拡大 事業	5, 024	・ 育児休業代替派遣（育児休業） 派遣会社の間接経費相当額を負担 派遣回数：上限年間3回／施設 派遣期間：上限6か月間 (6)年度途中に発生する待機児童を受け入れるため、必要な時期に必要な保育士の派遣を受ける際の経費の一部を負担することにより、保育の受け皿拡大を目指すもの。	70 73
◆(7)派遣保育士による一時預かり拡大事業	3, 768	・ 待機児童受入派遣（年度途中の待機児童受入） 公立保育施設の場合派遣会社の間接経費の1／2、 私立保育施設の場合派遣会社の間接経費相当額を負担 派遣回数：上限なし、派遣期間：当該年度末まで (7)一時預かりの受け皿の拡大を図るため、確保が難しい保育士の派遣を受ける経費の一部を負担するもの。	70 73
(8)保育士等の働きやすい環境づくり支援 事業	1, 555	・ 一時預かり拡大派遣（一時預かりの開始等） 公立保育施設の場合派遣会社の間接経費の1／2、 私立保育施設の場合派遣会社の間接経費相当額を負担 派遣回数：上限なし、派遣期間：当該年度末まで (8)施設からの依頼に応じて専門家による個別相談等により保育士の抱える不安や悩みを解決する体制を県で構築し、保育士の離職を防止し、長く働くことができる職場の環境づくりを支援するもの。	73

	◆(9) 保育所等 I C T 化推進事業	9, 100	(9) 登園管理、保育記録、保護者への通知など I C T を活用した業務効率化について、私立保育所等での推進を図るため、事業者負担について補助するもの。 ・負担割合：国 1 / 2、市町 1 / 4、 <u>事業者 1 / 4</u> （県が補助）	70 73
	◆★☆☆(10) 保育環境充実支援事業	45, 000	(10) 特別な配慮を要する子どもの保育の充実のため、保育士等を配置する私立保育所等を支援する市町に対して、補助するもの。 ・対象施設：障害児を受け入れている施設で、療育支援補助者を配置している私立保育所等 ・対象経費：療育支援補助者として、常勤保育士等を配置するために要する経費 ・補 助 額：1 施設あたり 1 0 万円 / 月 ・負担割合：県 1 / 2、市町 1 / 2	70 73
24	医療的ケア児等支援事業	37, 276	・医療的ケア児者やその家族が、住み慣れた地域で健康を維持しながら生活できるよう、必要な時にどこでも適切な医療的ケアやサービスが提供され、家族や兄弟児も含め孤立しない支援体制を整備するもの。 ①医療的ケア児等支援センターの設置・運営 ・相談対応、助言、情報交換、交流の場の提供等による当事者等への支援、コーディネーター等支援者に対するフォローアップ ・社会福祉士の配置 など ★②医療的ケア児を一時的に預かる環境の整備 ・指定児童発達支援事業所における家族の負担軽減等のための一時預かりの実施 ・一時預かりの実施に必要な備品等を購入する指定児童発達支援事業所への補助 補助金額：上限 8 0 千円 / 事業所	55 55

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
			③医療的ケア児保育支援事業 ・ 医療的ケア児受入れのため保育所に看護師等を配置する市町へ補助 負担割合：国 2 / 3、県 1 / 6、市町 1 / 6 ・ 保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講経費への支援 など	73
25	保育所等施設型給付費	4,927,906	・ 子ども・子育て支援法に基づき、保護者の労働又は疾病等の事由により、児童について必要となる保育を実施した市町に対し、無償化分を含めその費用の一部を負担するもの。 ・ 負担割合：国 1 / 2、県 1 / 4、市町 1 / 4	73
26	放課後子ども総合プラン (1)放課後子供教室推進事業 (2)放課後児童健全育成事業	912,408 33,518 877,890	(1)放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちが、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施するための取組みを推進するもの。 ・ 実施主体：市町（高松市除く） 12市町、62か所 ・ 負担割合：国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3 (2)保護者が、就労等の理由で放課後に就学後児童を保育できない場合に、その児童を対象として、放課後に遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業を実施する市町に対して補助するもの。 ・ 実施主体：市町（高松市含む） 15市町、330か所 ・ 負担割合：国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3	145

	(3)放課後児童クラブ等 I C T 化推進事業	1, 000	(3)放課後児童クラブ等において、業務の I C T 化を推進するとともに、オンライン研修を行うために必要な経費を支援するもの。 ・実施主体：市町（高松市含む） ・負担割合：国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3 ・補助金額：上限 5 0 万円 / 箇所	
27	◆さぬきこどもの国魅力向上推進事業	147, 495	・「さぬきこどもの国」の魅力を向上し、子育て家庭の利用促進を図るため、西ウイングエリアの屋外遊具をリニューアルするもの。 ・家族で遊べるゾーンの整備（遊びを通して体力づくりを行えるよう、トランポリンやクライミングなど、幅広い年齢層が遊べる遊具等を配置）	70 71
28	ヤングケアラー支援体制強化事業	2, 992	・ヤングケアラーの支援体制を強化するため、ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関職員の研修やヤングケアラーが交流する場であるオンラインサロンを設置・運営するもの。 ・関係機関職員を対象とした資質向上研修の実施 ・SNS・アプリ等を活用したオンラインサロンの設置・運営 ・ヤングケアラー相談窓口の設置（児童相談所）	74
29	児童虐待防止対策強化事業	86, 997	・深刻化する児童虐待に対応するため、関係機関との連携を強化し、児童虐待防止対策の強化を図るもの。 ①虐待対応力向上・専門性強化事業 ・子ども女性相談センター：警察OB、教員OB 2 名、 弁護士（3. 5 日 / 週） ・西部子ども相談センター：警察OB、弁護士（1. 0 日 / 週）	74

項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
		②保護者等指導・支援事業 ・児童虐待の再発防止のための医師等と連携した保護者指導の実施 など ③子ども虐待レスキュー香川運動推進事業 ・妊娠中の女性及びパートナーを対象とした児童虐待未然防止の啓発 ・被虐待児童等の転居に伴う児童相談所間での丁寧な引継の実施 など ④児童虐待相談体制強化事業 ・児童虐待対応協力員等2名の配置 ・24時間・365日相談体制の整備（2名） ⑤児童虐待相談機能強化事業 ・事例研究、専門相談、研修会、家庭訪問の実施 ・児童相談所に係る第三者評価の実施 ⑥市町子育て支援事業 ・養育支援訪問、短期入所生活援助、子育て世帯訪問支援、児童育成支援拠点事業などを行う市町への補助 負担割合：国1／3、県1／3、市町1／3 ⑦児童相談所の体制強化インフラ整備事業 ・虐待防止のためのSNS相談窓口 受付日時：月曜日から金曜日 15時から20時 ・児童相談対応記録システムの運用 など ⑧児童虐待防止医療ネットワーク事業 ・児童相談所で相談を受けた児童及び保護者についての心身の治療の必要性等について、協力医療機関から助言が受けられる体制の確保 ・県内医療機関の連携強化のための研修の実施	

【みんなで子育て】				
30	結婚支援パッケージ	116, 529	・未婚化・晩婚化が少子化の大きな原因の一つであることから、結婚、妊娠・出産、子育てを含めたライフデザインの重要性を若い頃から学ぶ機会を提供するとともに、結婚を希望する独身者の出会い・結婚を支援する体制を充実するなど、結婚の機運醸成を図るもの。	
	◆(1)次代を担う若者のライフデザイン講座事業	1, 906	(1)高校生等の若い世代に対し、結婚、妊娠・出産、子育てを含めたライフデザインの重要性や妊孕力等の正しい知識を学ぶ講座を高校の授業の一環として開催するなど、若い頃から将来の人生設計を考える機会を提供するもの。	70 71
	◆★(2)仕事と子育て両立体験事業	6, 722	(2)大学生等の若い世代に対して、企業等で働く共働き家庭を訪問するインターンシップを県内企業等と連携して提供し、仕事と子育ての両立を体験的に学ぶ機会を通じて、自らのライフデザインを考えるきっかけとするもの。	70 71
	◆(3)かがわ縁結び支援センター事業	47, 243	(3)結婚を希望する男女の出会い・結婚をサポートする拠点としての「かがわ縁結び支援センター」を運営するもの。	70 71
	◆(4)結婚・子育て応援情報発信事業	1, 300	★・マイナンバーカードによる資格確認が可能となるオンライン登録機能の導入 (4)県内経済団体と連携・協力して、社会全体で働き方改革を含め、結婚・子育てを応援する機運を醸成するもの。 ・協定を締結した県内経済団体8団体と連携・協力して、結婚の機運醸成や子育てしやすい環境づくりに資する取組みを実施 ・美容院等を活用した、結婚・子育てに関する情報発信	70 71
	◆★(5)出会い・恋愛・結婚GO UP事業	6, 000	(5)若い世代が希望する「自然な出会い・恋愛」を促進するための情報発信を行うとともに、かがわ縁結び支援センターと民間事業者との連携により、結婚を希望する人が安心・安全かつ効果的に婚活に取り組めるよう、各種施策を実施するもの。 ・マッチングアプリ事業者と連携した情報発信及び啓発セミナーの実施 ・結婚相談所と連携したかがわ縁結び支援センター利用者向け個別相談会の実施 ・SNSを活用した交流イベント等の情報発信 など	70 71

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
	◆(6)二人の未来応援パスポート事業	1,108	(6)社会全体で結婚の機運醸成を図るため、婚姻届を提出した新婚夫婦等に対して、未来応援パスポートを配付し、協賛店で割引や特典などのサービスを受けられるようにするもの。 ・対 象 者：婚姻届を提出した新婚夫婦、 パートナーシップ宣誓証明書の交付を受けたカップル ・協 賛 店：ブライダル、飲食店、衣料品店、不動産業 など ・有効期限：婚姻の日又はパートナーシップ宣言日から3年間	70 71
	(7)市町結婚新生活支援事業	52,250	(7)（再掲 P37）	71
31	男性の家事・育児参画の推進	10,976		
	◆(1)男性育児休業等取得支援事業	1,500	(1)男性育児休業取得制度を積極的に導入しようとする企業に対し、個別支援を行うとともに企業間のネットワークづくりを実施するもの。	70 87
	◆(2)誰もが働きやすい職場環境づくり助成事業	8,980	(2)企業の男性の育児休業取得や誰もが働きやすい職場環境づくりを促進するため、企業内の研修費や制度設計を行う際の社労士への相談経費等について一部助成を行うとともに、短時間正社員を新たに雇用した場合に一時金を支給するもの。 ・補 助 対 象 者：県内に本社・本店を有する中小企業 ・補 助 要 件：「かがわ働き方改革推進宣言を行った企業」 ・補助対象経費： ①働きやすい職場環境づくりに要する経費 補助率等：1／2以内、上限24万円／事業者 ※SDGs登録事業者は補助率の嵩上げ2／3以内 ★②短時間正社員制度導入支援 支援要件：短時間正社員を正式雇用し、6か月経過すること 支援額：50万円／事業者	70 87

	(3)働き方改革啓発促進事業	496	(3)企業等が行う働き方改革の推進に関して宣言する制度を運用し、男性の育児休業の取得促進などの優れた取組みを行っている企業等を表彰するとともに、働き方改革についての情報等を広く発信するもの。	87
32	家庭・地域教育力再生事業	8,842	・親子の愛着・絆を土台とした家庭教育への支援や地域の教育力の向上に向け、学校・家庭・地域社会が連携して子どもたちのすこやかな心と体を育むプロジェクトを推進するもの。 ①家庭教育力再生事業 ・保護者対象のワークショップや学習会への家庭教育支援ボランティアの派遣 144 ・子どもに生活習慣を身につけさせるための啓発(中学生とその保護者も対象) 144 ◆・地域で活躍する「家庭教育支援チーム」の利用促進やチーム構成員(子育て経験者、大学教員、臨床心理士等の地域人材)等に対する研修会の実施、ネットワーク構築 70 144 ②「みがけ親の力！」応援事業 144 ・お手伝いを通じた親子の関わりによる非認知能力の向上のための取組み ・生活習慣形成や、自己肯定感の向上を促すモデル校事業の実施 ③地域教育力再生事業 144 ・地域住民や大学等による子どもたちとの交流活動 ・父親の地域活動への参加促進 など	
33	働く女性の活躍推進	15,846	・働く女性が輝き、男女ともに安心していきいきと働き続けられる環境づくりを進めることにより、子育てしやすい雇用環境の整備を促進するもの。 ①働く女性活躍促進啓発事業 女性の雇用拡大、雇用管理改善、登用等に積極的に取り組む企業を表彰するほか、女性活躍推進に係る勉強会開催に対して助成するもの。	87

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
			②女性が輝く職場づくり支援事業 女性の活躍を支援するため、メンター候補者又はメンター制度導入検討企業の人事・労務担当者に対し研修を行い、女性が働きやすい職場環境づくりを推進するもの。 ③多様な働き方推進事業 県内中小企業に働き方改革を推進するためのアドバイザーを派遣し、働きやすい職場環境づくりを支援するとともに、多様な働き方の制度導入のためのセミナーの開催や導入に対する個別支援等を行うもの。 ④働き方改革啓発促進事業（再掲 P53）	
34	◆女性の就労支援 (1) 女性向けビジネススキルアップ研修 支援事業 (2) 女性デジタル人材育成事業 (3) 高等技術学校施設内訓練託児サービス 事業	34, 224 1, 250 1, 500 3, 579	(1) 出産、子育て等のために一旦退職した女性が、即戦力として再就職するために、短期間のビジネススキルアップ研修を実施するもの。 ・ 受講対象：女性の求職者 ・ 受講期間：2 週間 6 0 時間程度 ・ 定 員：各 2 0 名程度（同内容で年間 2 回開催） (2) クラウドソーシング分野など、在宅でテレワーク等を活用するような多様な働き方を求める女性が活躍できるよう、Setouchi-i-Base 等において、デジタル分野での就労に対する意識醸成に関するセミナーやワークショップ等を開催するもの。 (3) 乳幼児等を子育て中の女性等が高等技術学校の訓練を受講しやすい環境を整備するため、高等技術学校における職業訓練に民間託児所を活用した託児サービスを付加するもの。	70 85 8 70 87 70 85

	(4) 女性人材正規雇用促進事業	5, 027	(4) 女性の就職を促進するため、子育てを応援する企業からの求人の開拓や、相談対応などを行うコーディネーターをワークサポートかがわに配置し、女性の雇用に特化した正規職員の就労につなげるもの。	70 86
	(5) 女性・高齢者等就労相談拠点運営事業	18, 727	(5) 「女性・高齢者等就職支援センター」を設置して、就労意欲のある女性・高齢者等に対し、常設の専用窓口での就職相談や個別セミナーの開催、キャリアカウンセリング、職場実習の実施などによる新規就業支援を行うもの。 ・中高年齢者の採用に積極的な企業による説明会の実施 ・関係機関と連携し、開催している合同企業説明会「かがわーくフェア」について、中高年齢者も対象として、幅広い世代向けに実施	70 85
	(6) 女性が輝くリーダー養成講座	4, 141	(6) ライフステージに沿って、女性が地域活動や仕事を通じて自己実現や達成感を得られるような環境を目指し、地域・企業内リーダーの育成を図るとともに、男女共同参画推進のためのネットワークづくりなどを行うもの。 ・企業、団体、地域等における女性リーダーを養成するセミナーの開催 ・ネットワークづくり	8 70 87
35	子どもの貧困解消対策推進事業	6, 211	・貧困の状況にある子どもが健やかに育成されるよう、地域社会全体で子どもたちを支援する環境づくりに取り組むもの。 ・コーディネーターを配置し、子ども食堂等の「支援の場」の立ち上げ支援、「支援の場」と「サポーター」の登録・管理・マッチング ・「支援の場」の従事者や子どもの支援活動に携わる「サポーター」等を対象とした研修会の開催 ・支援の場における子ども向けワークショップの開催支援 など	71

	項 目 ・ 事 業 名	予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
36	★ひとり親家庭生活支援事業	9,998	・ひとり親は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うことにより様々な問題を抱えていることを踏まえ、SNSの活用も含めた相談体制の充実や生活向上に資する講座の開催等を行うもの。 ・土日等における対応も可能な相談支援体制の整備 ・生活向上に向けた講習会やひとり親同士が悩みを共有できる座談会等の開催 ・親の離婚等で別居する親子が安全に交流するための支援	71

② 教育の充実		15,775,871		
1	香川型指導体制推進事業		・新しい時代の学びの環境を整備し、確かな学力を育成するために、必要な教員を配置し、香川型指導体制を推進するもの。 ・小学校、中学校全学年で35人学級を実現 ・授業の質を高め、児童の学習への関心・意欲の向上を図るために、小学校5・6年に加え、★3・4年にも教科担任制を拡充 ※小学校5・6年で週8時間程度、3・4年で週4時間程度の実施に向けた教員定数を措置 ★☆・個に応じた教育の確保の観点から、特別支援教育の指導体制を拡充 ※特別支援学級の児童生徒が、授業時間の半分以上を特別支援学級で過ごすことができるよう、教員定数を措置	132
2	ICT活用教育推進事業 ★☆(1) 県域教育クラウド管理事業 (2) ICT支援員活用事業	2,218,472 61,192 7,920	・学校教育にデジタル技術を効果的に導入し、教育の質の向上を図るもの。 (1) デジタル技術やデータの利活用による授業内容の質や校務の能率向上といった教育DXの実現に向けて、授業や校務等で使用する県内統一のクラウドサービスの個人アカウントを公立学校の児童生徒・教職員に付与し、県域での学習指導環境の共通化と、クラウドツールを十全に活用できる環境整備を行うもの。 (2) 高等学校、特別支援学校における1人1台端末の活用を推進するため、ICT支援員を各学校に派遣し、教員の負担軽減を図るとともに、ICT教育の推進の支援体制を確保するもの。 ・教員及び生徒への端末操作支援 ・オンライン授業、リモート授業関係の支援 ・端末の不具合やネットワーク障害などICT関連トラブルへの対応	132

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
	(3)香川県G I G Aスクール構想加速化 補助事業	2,072,431	(3)県内の小・中学校等の児童生徒一人一台端末等を更新する際の経費について、香川県G I G Aスクール構想加速化基金を活用して支援等を行うもの。 ・支援対象校：市町立小・中学校、特別支援学校（小・中学部） ※特別支援学校については、県が直接執行 ・市町への補助額：1人1台端末 更新経費 上限5.5万円×2／3	
	(4)授業環境高度化事業 (令和8～13年度 債務負担行為)	42,462	(4)一人一台端末環境が前提となっている現代の学習活動を支えるため、国のI C T環境整備方針に基づき、全ての県立学校の普通教室に電子黒板を常時設置するもの。 ・対象教室数：県立高校541教室、特別支援学校244教室 ・整備方法：3年に分けて、リース（6年間）にて整備 ※令和7年度末に県立高校に184台、特別支援学校に81台を整備、令和8年度から活用。	
	★(5)公立高校入試インターネット出願システム事業 (令和8～12年度 債務負担行為)	34,467	(5)受検生及び保護者の利便性向上を図るとともに、中学校及び高校の教職員の働き方改革につなげるため、公立高校の入試出願手続きなど入学者選抜業務のデジタル化を行うもの。 ・インターネット出願システムの開発・運用 ・令和7年秋から稼働予定（令和8年度入試から活用予定）	
3	確かな学力育成事業 (1)「さぬきっ子学力向上」事業	42,840 29,019	(1)県学習状況調査を通して、県内の児童生徒の学力の定着状況を正確に把握し、その結果の分析を基盤として学力の向上を図るもの。 ①県学習状況調査実施事業 ・実施時期：11月 ・対象学年(教科)：小学校5年生(国語・社会・算数・理科) 中学校2年生(国語・社会・数学・理科・英語)	132

	★☆☆(2) 社会に開かれた学校教育創造事業 ★(3) 英語力向上と授業力向上の一体的充実事業	10,000 3,821	②学校力向上事業 ・学力向上を目的とした補習等のための指導員等の配置支援 ・モデル校における先導的な研究、香川の教育づくり発表会の開催 ③教員の学習指導と学級経営力の向上事業 ・総合授業力リーダーによる授業公開 ・授業改善ポイントを示す教育実践の手引きの作成・配布 など (2) 社会に開かれた教育課程の実現に向けて民間事業者と連携し、土曜日や長期休業中に、学校のカリキュラム外での知的好奇心を刺激する講座を継続的に開催し、その効果を検証するもの。 (3) 民間事業者と連携し、オンラインによる国際交流を通じた生徒の英語のアウトプット機会を創出するとともに、教員の授業改善を図るもの。	
4	県立高校教育充実事業 (1) 県立高校の魅力化のための環境整備等検討事業 (2) せとうち留学推進事業 ★(3) 探究・文理横断・実践的な学びの推進事業	101,148 5,497 12,491 83,160	・魅力的で活気ある高校づくりを推進するため、学校の特性や地域性等を生かした特色ある教育活動のあり方について研究等を行い、全国から選ばれる高校を目指すもの。 (1) 全国から選ばれる高校を目指し、学校の特性や地域性等を生かした特色ある教育活動や県立高校のあり方を検討するもの。 ・新たな中高一貫教育校の設置に向けた調査・検討 ・「魅力あふれる県立高校推進ビジョン」後期計画策定業務 (2) せとうち留学（全国からの生徒募集）の推進に向けて、本県への入学を希望する生徒への情報提供や県外から入学した生徒の生活全般をサポートするコーディネーターを配置し、地域における受入態勢や生徒の生活環境の整備等を行うもの。 ・コーディネーター2名を配置（小豆・東讃） (3) 現代社会の諸課題に対応していくために求められる資質や能力を育成するため、教科等横断的な学習や探究的な学びの充実を図るもの。 ・デジタル等成長分野を支える人材の育成に必要な ICT 環境の整備 ・探究学習における体験的な現地学習ツアーの実施 ・イノベーション創出やグローバル人材育成に向けたワークショップ等の開催 など	138

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
5	教員を支える体制等充実事業	385,331		135
	(1) 教員業務支援員配置事業	106,136	(1) 教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、教員の業務支援を行う教員業務支援員（旧スクールサポートスタッフ）を配置する市町に対し、経費の一部を補助するもの。 ・ 配置予定：181人 ・ 実施主体：市町 ・ 負担割合：国1／6、県1／3、市町1／2	
	(2) 副校長・教頭マネジメント支援員配置事業	51,798	(2) 教職員の勤務管理や施設管理、地域との連絡調整など、副校長・教頭の業務が多忙化している実態を踏まえ、学校のマネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材を配置し、副校長・教頭の負担軽減を図るもの。 ・ 配置予定：18人 ※小・中学校に配置 ・ 実施主体：県 ・ 負担割合：国1／3、県2／3	
	(3) 教職員の育休取得促進事業	87,835	(3) 教職員の働き方改革に加え、少子化対策を推進するにあたり、男性の教職員も含め育児休業の取得促進は重要であることから、育児休業を取得する教職員が在籍する学校に、業務負担の軽減を図るための人材を配置することで、育児休業を取得しやすい職場環境づくりに努めるもの。 ・ 配置予定：19人 ※小・中学校に配置	
	(4) 初任者教員の指導・サポート充実事業	139,562	(4) 採用初年度から学級担任を担う小学校の初任者教員への指導の充実や負担軽減を図るため、初任者教員の業務支援や指導方法の指導・助言等を行うことができるベテラン教員の配置を行うもの。 ・ 配置予定：再任用短時間勤務職員63人 ※初任者教員2人に1人を配置 ※定数31人分の措置（うち、県単独で9人分を加配措置）	

6	部活動改革推進事業 (1) 部活動指導員配置促進事業 (2) 部活動指導員活用事業（県立高校等） (3) 部活動改革推進事業	141,719 53,393 7,356 80,970	(1) 中学校教員の負担軽減を図るため、教員に代わって部活動の顧問や生徒の引率等を単独で行うことができる部活動指導員を配置する市町に対し、経費の一部を補助するもの。 ・負担割合：国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3 (2) 教職員に代わって、部活動の顧問や生徒の引率等を単独で行える部活動指導員を配置することにより、県立学校教職員の負担軽減を図るもの。 (3) 中学校の休日部活動の地域移行について、市町の部活動運営の支援等を行うコーディネーターを配置するとともに、運営団体・実施主体等の体制整備や指導者の確保等に関する実証事業を実施するもの。 ・県、市町等で構成する協議会の設置、県総括コーディネーターの配置 ・県に指導者人材バンクを設置し、指導者のマッチングを実施 ・部活動の地域移行等に向けた実証研究を実施 運動部：9 市町程度、文化部：7 市町程度	135
7	いじめ・不登校等対策事業 (1) 明日も行きたくなる学校づくりプロジェクト事業	252,186 3,734	(1) いじめ・不登校・暴力行為等の未然防止に向け、モデル校にて「明日も行きたくなる学校づくりプロジェクト」を実施するもの。 ① いじめ等のない安心して学べる学校づくり ・児童生徒によるいじめゼロの取組みの企画、実践、成果の発表 ② 心の小さな SOS の早期発見・早期対応 ・スクールカウンセラーによる児童生徒の全員面談の実施 ・スクールカウンセラーによる SOS の出し方に関する教育の実施	133

項 目 ・ 事 業 名	予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
		③児童生徒が不登校とならない、児童生徒にとって魅力ある学校づくり ・児童生徒による学校行事等の企画を通じた、全ての児童生徒が活躍できる場面の創出 ・特別活動や総合的な学習の時間を中心とした児童生徒が自主的・主体的に取り組む授業の実施 など (2) 児童生徒や保護者、教員に専門的な立場から指導・助言する臨床心理士等のスクールカウンセラーをすべての小・中学校に学校規模に応じて派遣するとともに、教育センターに配置して相談対応を実施するもの。 ・負担割合：国 1／3、県 2／3（一部 県 1／2、市町 1／2） (3) 生徒の問題行動等に対応するため、すべての県立高校、特別支援学校及び県立中学校に臨床心理士等のスクールカウンセラーを派遣するもの。 (4) 問題行動・不登校等を減少させるため、市町がスクールソーシャルワーカーを学校へ配置する経費の一部を補助するもの。 ・実施主体：市町（中核市除く） ・負担割合：国 1／6、県 1／3、市町 1／2 (5) スクールソーシャルワーカーを拠点校方式（全日制課程 13 校・定時制課程 3 校）で配置し、すべての県立高校に派遣するとともに、スクールソーシャルワーカーへの助言・相談等を行うスーパーバイザーを配置するもの。 (6) いじめや生徒間のトラブル、学校事故、保護者等の学校に対する過剰な要求への対応など、法的な整理が必要な学校の問題への対処のため、弁護士会等と連携し、学校における法務相談体制の充実を図るもの。 (7) 教育センターにおいて、いじめ問題に関する電話相談を夜間・休日を含め 24 時間体制で実施するもの。	133 137 133 137 133 133

8	ネット・ゲーム依存対策事業	14,597	・ネット・ゲーム依存の状態に陥ることを未然に防止するとともに、依存症を治療できる医療提供体制の充実を図るための対策を総合的に推進するもの。 ①依存予防対策 ・広報媒体を活用した普及啓発、講演会の開催 ・乳幼児の保護者向けリーフレットによる健診時等における早期啓発 ②依存症対策 ・ネット環境から離れた生活を体験するオフラインキャンプを県内で実施 ・久里浜医療センターが実施する専門研修に医療従事者等を派遣 ・依存症の子どもを持つ家族を対象とした家族教室等の実施 ★・早期に相談や適切な治療を受けることができるよう、「アディクションサポート医」登録制度の創設及び養成研修の実施 ③子どもの利用適正化対策 ・ネット・ゲーム依存予防対策学習シートの作成 ・ネット・ゲーム依存の予防等に関する研修へ教員等を派遣 ・親子参加型のワークショップの開催（フィルタリング設定等を活用促進）など	76 56 76 76 144
9	就学前教育サポート事業	7,279	・就学前教育の質の向上を図るため、かがわ幼児教育支援センターにおいて、幼稚園教諭、保育士、保育教諭に対する研修を一元化するとともに、研修内容の充実を図るもの。 ・幼児教育スーパーバイザーによる幼児教育施設への訪問指導 ・市町の幼児教育アドバイザー（指導主事等）との情報交換のための連絡協議会開催	132

	項 目 ・ 事 業 名	予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
10	特別支援教育推進事業	4,530	・発達障害を含むすべての障害のある児童生徒の支援のため、特別支援教育の体制整備等を推進するもの。 ①特別支援教育総合推進事業 関係機関との連携や専門性の向上を図る研修体制の整備・実施等により特別支援教育の体制整備を総合的に推進するもの。 ★・小豆島みんなの支援学校をモデル校とした、居住地校交流のあり方についての実証研究の実施 ②巡回専門指導員派遣事業 発達障害などの特別な教育的支援が必要な児童生徒への指導の充実を図るため、巡回専門指導員を派遣し指導助言することで、各学校や地域における特別支援教育体制の充実を図るもの。 ・対象校：公立小・中学校、県立高校 ★・特別支援学級に在籍する児童生徒の学びの場の段階的な移行等に向けた実証研究の実施 など	141
11	東讃地域の統合高校整備推進事業	2,398,427	・石田高校、志度高校、津田高校を統合した新しい高校の整備を進めるもの。 ・埋蔵文化財調査、造成工事、実施設計 など ※造成工事について、債務負担行為の設定（令和8年度） 215百万円	140

12	老朽校舎等改築事業	959, 982	・老朽化した県立高校校舎等の改築や大規模改修を計画的に進めるもの。 <table><tr><th>高 校 名</th><th>事 業 内 容</th></tr><tr><td>笠田高校</td><td>自転車置場改築工事、舗装改修工事 等</td></tr><tr><td>農業経営高校</td><td>北館・家庭科棟解体工事 等</td></tr><tr><td>高松北高校</td><td>コモンホール屋上防水・外壁改修実施設計 等</td></tr><tr><td>高松高校</td><td>体育館屋上防水・外壁その他改修実施設計</td></tr><tr><td>高松工芸高校</td><td>体育館屋上防水改修実施設計</td></tr><tr><td>高松南高校</td><td>視聴覚教室棟屋上防水・外壁改修実施設計</td></tr><tr><td>飯山高校</td><td>管理棟屋上防水・外壁改修実施設計 等</td></tr><tr><td>香川中央高校</td><td>管理教室棟屋上防水・外壁その他改修実施設計 等</td></tr><tr><td>坂出商業高校</td><td>図書室・情報処理実習室外壁・高圧受変電設備改修実施設計</td></tr><tr><td>丸亀高校</td><td>西館屋上防水・外壁その他改修実施設計 等</td></tr><tr><td>丸亀城西高校</td><td>校舎屋上防水・外壁その他改修実施設計</td></tr><tr><td>善通寺第一高校</td><td>食堂、特別教室屋上防水・外壁改修実施設計</td></tr><tr><td>琴平高校</td><td>特別教室 2 号棟屋上防水・外壁改修工事 等</td></tr><tr><td>高瀬高校</td><td>体育館床改修工事</td></tr><tr><td>観音寺総合高校</td><td>西館屋上防水・外壁改修実施設計</td></tr></table>	高 校 名	事 業 内 容	笠田高校	自転車置場改築工事、舗装改修工事 等	農業経営高校	北館・家庭科棟解体工事 等	高松北高校	コモンホール屋上防水・外壁改修実施設計 等	高松高校	体育館屋上防水・外壁その他改修実施設計	高松工芸高校	体育館屋上防水改修実施設計	高松南高校	視聴覚教室棟屋上防水・外壁改修実施設計	飯山高校	管理棟屋上防水・外壁改修実施設計 等	香川中央高校	管理教室棟屋上防水・外壁その他改修実施設計 等	坂出商業高校	図書室・情報処理実習室外壁・高圧受変電設備改修実施設計	丸亀高校	西館屋上防水・外壁その他改修実施設計 等	丸亀城西高校	校舎屋上防水・外壁その他改修実施設計	善通寺第一高校	食堂、特別教室屋上防水・外壁改修実施設計	琴平高校	特別教室 2 号棟屋上防水・外壁改修工事 等	高瀬高校	体育館床改修工事	観音寺総合高校	西館屋上防水・外壁改修実施設計	140
高 校 名	事 業 内 容																																			
笠田高校	自転車置場改築工事、舗装改修工事 等																																			
農業経営高校	北館・家庭科棟解体工事 等																																			
高松北高校	コモンホール屋上防水・外壁改修実施設計 等																																			
高松高校	体育館屋上防水・外壁その他改修実施設計																																			
高松工芸高校	体育館屋上防水改修実施設計																																			
高松南高校	視聴覚教室棟屋上防水・外壁改修実施設計																																			
飯山高校	管理棟屋上防水・外壁改修実施設計 等																																			
香川中央高校	管理教室棟屋上防水・外壁その他改修実施設計 等																																			
坂出商業高校	図書室・情報処理実習室外壁・高圧受変電設備改修実施設計																																			
丸亀高校	西館屋上防水・外壁その他改修実施設計 等																																			
丸亀城西高校	校舎屋上防水・外壁その他改修実施設計																																			
善通寺第一高校	食堂、特別教室屋上防水・外壁改修実施設計																																			
琴平高校	特別教室 2 号棟屋上防水・外壁改修工事 等																																			
高瀬高校	体育館床改修工事																																			
観音寺総合高校	西館屋上防水・外壁改修実施設計																																			

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号																						
13	高等学校施設整備事業	400,813	・教育環境の改善充実のため、校舎等の施設の整備を行うもの。 ★①県立学校体育館等空調設備整備等推進事業 県立学校の体育館等は、生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として重要な役割を担うことから、夏季における児童生徒の安全性を確保するとともに、避難所としての機能向上を図るため、順次、空調設備を整備するもの。 ・令和7年度整備箇所：三本松高校体育館、丸亀高校武道場、 坂出工業高校武道場 ②建物等大規模改修事業 <table><tr><th>高 校 名</th><th>事 業 内 容</th></tr><tr><td>三本松高校</td><td>大中会館外壁改修工事</td></tr><tr><td>三木高校</td><td>北教室棟屋上防水・外壁改修工事</td></tr><tr><td>高松西高校</td><td>教室棟屋上防水・外壁改修工事</td></tr><tr><td>高松桜井高校</td><td>管理棟屋上防水・外壁改修実施設計 等</td></tr><tr><td>坂出商業高校</td><td>南校舎外壁改修実施設計</td></tr><tr><td>坂出高校</td><td>音楽棟外壁改修実施設計</td></tr><tr><td>坂出工業高校</td><td>4号棟屋上防水改修工事</td></tr><tr><td>丸亀高校</td><td>第二校地囲障改修実施設計</td></tr><tr><td>飯山高校</td><td>本館屋上防水改修工事</td></tr><tr><td>観音寺第一高校</td><td>定時制教室棟屋上防水・外壁改修実施設計</td></tr></table>	高 校 名	事 業 内 容	三本松高校	大中会館外壁改修工事	三木高校	北教室棟屋上防水・外壁改修工事	高松西高校	教室棟屋上防水・外壁改修工事	高松桜井高校	管理棟屋上防水・外壁改修実施設計 等	坂出商業高校	南校舎外壁改修実施設計	坂出高校	音楽棟外壁改修実施設計	坂出工業高校	4号棟屋上防水改修工事	丸亀高校	第二校地囲障改修実施設計	飯山高校	本館屋上防水改修工事	観音寺第一高校	定時制教室棟屋上防水・外壁改修実施設計	140 23
高 校 名	事 業 内 容																									
三本松高校	大中会館外壁改修工事																									
三木高校	北教室棟屋上防水・外壁改修工事																									
高松西高校	教室棟屋上防水・外壁改修工事																									
高松桜井高校	管理棟屋上防水・外壁改修実施設計 等																									
坂出商業高校	南校舎外壁改修実施設計																									
坂出高校	音楽棟外壁改修実施設計																									
坂出工業高校	4号棟屋上防水改修工事																									
丸亀高校	第二校地囲障改修実施設計																									
飯山高校	本館屋上防水改修工事																									
観音寺第一高校	定時制教室棟屋上防水・外壁改修実施設計																									

14	特別支援学校施設整備事業	975, 723	・特別支援学校の学習環境の整備や施設・設備の改修を行うもの。 ★①県立学校体育館等空調設備整備等推進事業 ・令和7年度整備箇所： ・香川東部支援学校、視覚支援学校、香川中部支援学校、高松支援学校、香川丸亀支援学校、善通寺支援学校、香川西部支援学校、聴覚支援学校 ②特別支援学校大規模改修事業 特別支援学校の老朽化した施設・設備の整備を図るもの。 <table><tr><th>学 校 名</th><th>事 業 内 容</th></tr><tr><td>香川中部支援学校</td><td>4号棟空調設備改修工事 等</td></tr><tr><td>視覚支援学校</td><td>第2・3棟空調設備改修工事</td></tr></table> ③特別支援学校老朽改築事業 特別支援学校の長寿命化に係る改修等を実施するもの。 <table><tr><th>学 校 名</th><th>事 業 内 容</th></tr><tr><td>香川東部支援学校</td><td>中館屋上防水・外壁改修実施設計</td></tr><tr><td>聴覚支援学校</td><td>北館外壁改修工事 等</td></tr></table> ④特別支援学校教室不足解消事業 特別に支援を要する児童・生徒の増加に伴い、香川丸亀支援学校、香川中部支援学校の教室不足等に対応するもの。 ・香川丸亀支援学校：北教室棟改築工事、自転車置場解体工事 等 ・香川中部支援学校：給食棟改築実施設計 等	学 校 名	事 業 内 容	香川中部支援学校	4号棟空調設備改修工事 等	視覚支援学校	第2・3棟空調設備改修工事	学 校 名	事 業 内 容	香川東部支援学校	中館屋上防水・外壁改修実施設計	聴覚支援学校	北館外壁改修工事 等	142 23
学 校 名	事 業 内 容															
香川中部支援学校	4号棟空調設備改修工事 等															
視覚支援学校	第2・3棟空調設備改修工事															
学 校 名	事 業 内 容															
香川東部支援学校	中館屋上防水・外壁改修実施設計															
聴覚支援学校	北館外壁改修工事 等															
15	高等学校等就学支援金等事業	3, 814, 683	(再掲 P41)	15 139												

	項 目 ・ 事 業 名	予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
16	私学振興事業 (1) 私立学校経常費補助事業 (2) 私学特色教育チャレンジ支援事業 (3) 私学退職金社団補助 (4) 日本私立学校振興・共済事業団補助 (5) 私立幼稚園特別支援教育費補助 (6) 私立高等学校専攻科授業料軽減補助事業 (7) 私立高等学校入学金軽減補助事業	4,058,141 2,791,844 216,186 103,258 56,154 194,432 26,820 48,555	・私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び学校経営の健全化を図るため補助を行うもの。 (1) 経常的経費に対し補助するもの。 (2) 特色ある教育の推進、教職員の資質向上、安全・安心な学校づくりの推進など、独自の取組みに対し補助するもの。 ★外国人入学生受入れのための環境整備に対する補助メニュー (3) 社団が行う退職金給付事業の会員（学校法人等）掛金の軽減を図るため補助するもの。 (4) 私立学校教職員共済組合員に対する長期給付に係る掛金の軽減のための補助を行うもの。 (5) 私立幼稚園等の障害のある幼児の教育に必要な経常的経費に補助を行うもの。 (6) 県内の私立高校専攻科に在籍する生徒の教育費の負担軽減を図るため、所得に応じて授業料を減免する学校法人に対して補助するもの。 ・減免内容：全額免除 年収270万円未満程度（国1／2、県1／2） 年収380万円未満程度（国1／4、県3／4） 半額免除 年収590万円未満程度（全額県費） (7) 県内の私立高校に入学する生徒の教育費負担の軽減を図るため、入学金を減免する学校法人に対して一定額を補助するもの。 ・補助対象：世帯年収約590万円未満 ・生徒1人あたり補助額：全日制50,000円 通信制15,000円	15

(8) 私立中学校家計急変世帯支援事業	4,704	(8) 県内の私立中学校に在籍する生徒が安心して教育を受けられるよう、入学後に家計が急変した世帯に授業料への支援を行うもの。 ・ 支援内容：家計急変後の年収約400万円未満の世帯に属する生徒について、年額33万6千円を支援（学校法人が代理受領して授業料に充当）											
(9) 私立幼稚園保育料等無償化事業	108,377	(9) 子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の幼児教育に係る保護者負担の軽減を図るため、保育料等の無償化を図るもの。 ・ 無償化に係る負担割合：国1／2、県1／4、市町1／4 ・ 上 限 額：保育料月額25,700円											
(10) 私立専門学校授業料等支援事業	491,345	(10) 高等教育の無償化に伴い、低所得世帯の学生の授業料等の減免を行う私立専門学校に対して補助するもの。 ・ 私立専門学校の無償化に係る負担割合：国1／2、県1／2											
		<table><tr><th>世帯年収等要件</th><th>補 助 額</th></tr><tr><td>270万円未満 (住民税非課税世帯)</td><td rowspan="2">授業料等減免額 (上限：授業料59万円、 入学金16万円)</td></tr><tr><td>★所得制限なし (多子世帯)</td></tr><tr><td>300万円未満</td><td>上記授業料等免除額×2／3</td></tr><tr><td>380万円未満</td><td>上記授業料等免除額×1／3</td></tr><tr><td>600万円未満 (理工農系)</td><td>上記授業料等免除額×1／4</td></tr></table>	世帯年収等要件	補 助 額	270万円未満 (住民税非課税世帯)	授業料等減免額 (上限：授業料59万円、 入学金16万円)	★所得制限なし (多子世帯)	300万円未満	上記授業料等免除額×2／3	380万円未満	上記授業料等免除額×1／3	600万円未満 (理工農系)	上記授業料等免除額×1／4
世帯年収等要件	補 助 額												
270万円未満 (住民税非課税世帯)	授業料等減免額 (上限：授業料59万円、 入学金16万円)												
★所得制限なし (多子世帯)													
300万円未満	上記授業料等免除額×2／3												
380万円未満	上記授業料等免除額×1／3												
600万円未満 (理工農系)	上記授業料等免除額×1／4												
(11) 私立専修学校各種学校職業教育振興費補助事業	16,466	(11) 県内私立専修学校等における職業実践的な教育の質の向上に向けた積極的な取組みを支援するため、学校運営に要する経費の一部を補助するもの。											

3

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
③ 女性や高齢者、障害者が活躍する社会づくり		401,483		
1	★男女共同参画センター（仮称）開設準備事業	67,951	・少子高齢化や人口減少が進む中、男女がともにその能力を十分に発揮できる社会環境を整えるため、男女共同参画の拠点となる「男女共同参画センター（仮称）」を整備し、正規職員を配置するもの。 ・場 所：香川県社会福祉総合センター 3階 ・開設時期：令和8年度春頃	7
2	働く女性の活躍推進	15,846	(再掲 P53)	87
3	女性の就労支援	34,224	(再掲 P54)	8 70 85 86 87
4	高齢者の生きがいづくり推進事業 (1) 老人クラブ助成事業	23,253 11,488	(1) 市町老人クラブ連合会及び単位老人クラブに対する補助を実施することにより、老人クラブ活動の充実と発展を図り、高齢者の社会参加の促進に役立てるもの。 ・補助対象：市町老人クラブ連合会、単位老人クラブ ・負担割合：国1／3、県1／3、市町1／3	47

	(2) かがわ長寿大学西校運営費補助事業 (3) 高齢者いきいき案内所事業	5, 589 6, 176	(2) (公財) かがわ健康福祉機構に対し、「かがわ長寿大学西校」の運営費の一部を補助するもの。 (3) 地域で活躍したい高齢者を活動の場へ導くため、香川県社会福祉協議会に委託して「高齢者いきいき案内所」を運営するもの。 ・「高齢者人材バンク」への登録や地域でも活躍を望む高齢者をマッチングさせるコーディネーターの配置 ・高齢者福祉施設等で「読み聞かせ」や「傾聴」を行うボランティアを養成する講座の開催 など	
5	高年齢者就業機会確保事業	5, 250	・定年退職後の高年齢者に対して、地域に密着した仕事を提供して、生きがいの創出や社会参加の促進等を図るため、シルバー人材センターの円滑な運営を支援するため、運営費を補助するもの。	85
6	障害者の就労促進・支援事業	72, 483	・障害者の自立を促進するため、障害者就労施設等における工賃の向上や共同受注窓口の機能強化を支援するとともに、就業希望の障害者に対して、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談援助や短期職場実習等を行うもの。 ①障害者就労事業所支援事業 ・B型事業所に対する工賃向上支援を行う中小企業診断士を派遣 ・施設職員を対象とした意識啓発のための研修の実施	54

	項 目 ・ 事 業 名	予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
			②共同受注窓口機能強化事業 ・ 共同受注窓口における請負事業の確保、発注者と施設等のマッチング ・ 新規業務の開拓や既存業務の拡充を行うスーパーバイザーを配置 ・ 香川型農福連携の促進、★建設等と福祉の連携促進 ・ コーディネーターを配置し、参画検討事業所への訪問や研修会を実施 ・ 農業経験者をアドバイザー登録し、農家や事業所へ派遣 ★・ 建設分野において連携できる作業内容の切り出し、マッチング支援など	54
			③障害者就業・生活支援センター運営事業 ・ 県内4か所の支援センターにおいて、就業希望の障害者等に対し、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談援助を実施	55
			④障害者の「働く場開拓・就労定着」推進事業 ・ 就労定着等のコーディネーターを配置し、就労の定着支援 など	54
			⑤かがわ農福連携活動推進事業 ・ 障害の特性に応じた農作業工程の細分化についての研修会の実施 ・ 障害者の農作業体験会の実施 など	54 101
			⑥障害者就職支援事業 ★・ 障害者雇用サポートを行う事業者に委託し、法定雇用率未達成企業等への訪問、ヒアリングによる実態把握、障害者雇用に向けたコンサルティング、定着支援までのトータルサポート等の実施 ・ 支援センターにおいて、雇用・就労意欲を高めるため、短期職場実習を実施	85

7	健康寿命の延伸に向けた健康づくり (1)健康づくり政策推進アドバイザー等事業 (2)健康意識の醸成	168,317 9,911 28,466	・人口減少や少子高齢化が進む中、全ての県民が生涯において健康をより長く享受し、元気に活躍することのできる「人生100年時代のフロンティア県」の実現に向けて、県民一人ひとりの健康意識の醸成や主体的な健康行動の定着を図るとともに、生活習慣病やがん等の対策を行うもの。 (1)健康づくり政策を研究している大学教授等をアドバイザーとして、また、栄養や運動等に関する県内有識者等をオブザーバーとして招聘し、県や市町が行う健康づくり事業についての評価・分析を行い、より効果的な事業の実施に繋げるほか、健康行動への変容・定着を促す仕掛けづくりを検討するもの。 ・健康づくりトップセミナーの開催 ★・見える化事業での測定後のフォローアップ、保健指導等に係る技術的支援 ・県や市町の健康づくり施策に対する助言・指導 ・運動や栄養に関する行動変容・定着を促す地域に応じた取組みを検討 (2)健康無関心層が多い若者や働く世代に対して、健康行動の定着に向けたアプローチを強化するもの。 ①生活習慣・健康状態見える化事業 健康無関心層が多い若者や働く世代を主な対象として、健康測定器を活用して生活習慣や健康状態を「見える化」することで、健康行動への行動変容を促すとともに、骨折が要介護状態となる主な原因の1つであることを踏まえ、市町における骨粗しょう症検診の実施や受診率向上を支援するもの。 (県の取組み) ・主な対象者：健康無関心層（高校生、働き盛り世代など） ・実 施 内 容：骨密度測定器、野菜摂取量測定器の調達・貸出 高校やスーパーなどで、骨密度や野菜摂取量の測定を行い、保健師等による健康アドバイスの実施	43 43
---	--	---	--	---------------------

項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
	(3)生活習慣病等の発症・重症化予防	(市町の取組み) ・主な対象者：乳幼児の保護者、国保被保険者、高齢者 ・実施内容：県から測定器を借受け、市町民の特定保健指導時や1歳半・3歳児検診時等、市町の既存事業と連動させた効果的な骨密度測定や野菜摂取量の測定を実施 ★☆☆②生活習慣・健康状態定期測定事業 令和7年度から香川県総合健診協会がイオンモール高松で運営する「かがわ健診プラザ」に見える化機器（骨密度、野菜摂取量など）を常設し、健診の手順に見える化機器の利用を加えるほか、県内ブロックごとに巡回測定会を開催し、県民の生活習慣や健康状態の定期的な測定機会の場を創出するもの。 ★☆☆③健康づくり政策推進市町支援事業 要介護の原因ともなる骨折予防について、市町での取組みを強化するため、市町の保健事業に対し、在宅保健師等による人的支援を行うもの。 ④かがわ健康ポイント事業 かがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ！」の実施により、県民一人ひとりの健康づくりの意識の醸成と主体的な健康行動の定着化を図るもの。 ★・「マイチャレかがわ！」アプリの機能追加 ・市町の独自キャンペーンとの連動機能 ・二次元コード読み取りによるポイント付与機能 (3)子どもの頃からの生活習慣・食習慣改善を推進するなど、学校や医療機関、関係団体等と連携し、生活習慣病等の発症・重症化予防に取り組むもの。	

			①小児生活習慣改善支援事業 糖尿病の発症予防及び重症化予防に向け、市町等が行う児童生徒の健康状態等の把握のための血液検査・生活習慣調査に係る経費の一部を補助するとともに、健診結果の分析と対応策の検討等を行うもの。 ・補助対象：小学4年生、中学1年生 ・補助率：1／2	43
			②脊柱側弯症機器検診事業 脊柱側弯症（※）に関する正しい知識の普及を図るとともに、専用機器を用いた側弯症検診を実施することにより、早期発見・治療につなげる取組みを促進するもの。 ・児童生徒、保護者及び学校関係者等に対し、脊柱側弯症の周知・啓発 ・検診事業を実施する市町等に対し、検診費用の1／2を助成 検診対象者：県内小学5年生及び中学1年生の希望者 検診機器：県がリースにて調達し、検診業者へ無償貸与 ※脊柱側弯症：脊柱を正面から見て左右に曲がっている状態。 突発性側弯症は思春期の女子に多く、痛みなどの症状が出ることは少ないものの、進行により、健康に直接影響を及ぼす障害を引き起こすことがある病気。	134
			③循環器病対策推進事業 循環器病の予防等を推進し、県民の健康寿命の延伸を図るため、県内の脳卒中患者の治療実態について把握・分析を行うとともに、県民に対する正しい知識の普及啓発等に取り組むもの。 ・脳卒中患者データ（発症数、治療方法等）の収集・分析 ・県民向けの公開講座の開催 など	43

項 目 ・ 事 業 名	予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
(4)がん対策・検診受診率向上	20,581	④禁煙・受動喫煙対策推進事業 受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設の管理者等への相談指導を行うとともに、禁煙の取組みが進むよう周知・啓発を行うもの。 ・県庁舎における毎月２２日の終日禁煙を実施 など	43
		(4)「香川県がん対策推進条例」に基づき、がん対策を総合的に推進するもの。 ①がん検診受診促進事業 県民のがん発症予防・早期発見意識の向上を図るため、がん検診の重要性や受診率向上に向けて周知・啓発などを行うもの。 ②企業との連携によるがん検診受診促進事業 企業と連携して「がん検診推進サポーター（※）」を養成し、サポーターが実施するがん検診の受診勧奨や、がんの正しい知識の普及啓発を通じて、がん検診の受診率向上を図るもの。 ※がん検診推進サポーター：県の養成講座を受講した者 ③女性のがん対策強化事業 乳がん、子宮頸がん検診等の受診率向上のため、休日の検診車派遣等による乳がん及び子宮頸がん検診を実施するもの。 ④がん患者医療用補整具助成事業 がん患者の治療と就労や社会参加等との両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、がん治療による外見変貌を補完する補整具の購入費用の一部を補助するもの。 ・補助対象：全頭用ウィッグ、胸部補整具 ・補 助 率：１／３ ・補助上限：補整具の種類ごとに１万円（１人につき２万円まで） など	44

	(5) 歯と口腔の健康づくり推進事業	17, 020	(5) 「香川県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するもの。 ① 8 0 2 0 運動推進事業 8 0 歳で自らの歯を 2 0 本以上保つための歯科疾患の予防等の取組みを進めるもの。 ・ 歯の健康と医療費に関する実態調査 ・ 障害者施設、特別支援学校を訪問しての要支援者への口腔ケアサポート ・ 離島住民のための歯科健診、育児サークルにおける歯科健診・歯科相談 ・ 保健センター等でのブラッシング指導の実施 など ② オーラルフレイル対策事業 オーラルフレイル（口腔機能の低下等による心身の衰え）の概念や予防策に関する県民講座を実施し、県民の理解を深めることにより、口腔機能の維持・向上を図り、健康寿命の延伸につなげるもの。 ③ 歯周病早期発見支援事業 歯周疾患検診の受診率向上のため、県歯科医師会等と連携して県内企業の企業健診等に併せて歯周病の簡易検査や口腔ケア指導を実施することにより、早期からの歯周病対策や歯科健診の重要性について意識定着を図るもの。	43 45
	(6) 高齢者の生きがいづくり推進事業	23, 253	(6) （再掲 P 70）	47
	(7) 認知症対策	33, 140	(7) 認知症や認知症ケアに関する正しい理解の促進や、認知症の人に対する支援ネットワークの構築を図るとともに、認知症予防を県内全域で推進するもの。 ① 認知症予防推進事業 ★・令和 6 年度に県が開発した「認知症予防プログラム」を活用する市町へ理学療法士等を派遣 ★・適切な医療等へのアクセス確保や認知症の方々を支える地域の環境整備等について、認知症に対する偏見に伴う社会的な孤立の防止など地域の実情を踏まえた対応策の検討、支援モデルとして他市町に展開 など	52

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
			②若年性認知症施策推進事業 ・ 若年性認知症に関する相談から医療・福祉・就労の総合的な支援を実施する若年性認知症支援コーディネーターの配置 ③認知症疾患医療センター運営事業 ・ 認知症に関する専門医療の提供や相談窓口の設置、情報提供、福祉との連携などを行う認知症疾患医療センターの運営 ・ 指定医療機関：6 病院 など	
8	ひきこもり対策事業	14,159	・ 「ひきこもり地域支援センター」を運営するほか、ひきこもりの長期化・高齢化にきめ細やかな支援ができるよう、社会参加のきっかけとなる居場所づくりや「ひきこもりサポーター」の活用推進により、総合的な支援体制の整備を図るもの。 ・ 臨床心理士等のひきこもり専門相談職員を市町等の支援活動時に派遣 ・ 実績のある民間人を雇用し、市町に派遣してアウトリーチ支援を強化 ・ ひきこもりの予防・早期対応を図るための保護者対象のペアレント・トレーニングの実施 ・ ひきこもりの本人やその家族がオンラインで集まる居場所の設置 など	56

④ 安心できる医療・介護体制を構築		47,157,072		
1	地域医療提供体制等整備推進事業	1,197,755		
	(1) 地域医療構想推進事業	1,892	(1) 地域医療構想の実現に向け、構想区域ごとに、どの機能の病床が不足しているか等を検討し、医療機関相互の協議による調整を進めるとともに、医療を受ける立場である県民の理解と協力を得るための啓発を行うもの。	59
	(2) 病床機能分化連携基盤整備事業	323,131	(2) リハビリテーション等の回復期機能の充実に向けた医療機関の病床転換や設備の整備等に要する経費を補助するもの。 ・ 補助単価：施設整備 上限 900万円／床 × 1／2（補助率） 設備整備 上限 1,100万円／施設 × 1／2（補助率） など	59
	(3) 小豆構想区域医療機能分化連携支援事業	51,660	(3) 小豆島中央病院の中核病院としての機能を確保するため、小豆島中央病院企業団等の実施する取組みを支援するもの。 ・ 小豆地域の島外出産に伴う滞在費等を補助 補助対象：島外の連携病院での妊婦健診を受ける際の交通費（実費） 出産時の事前滞在に係る宿泊費（上限 1万円／泊）など ※事前滞在のための準備金は対象外 負担割合：国 1／2、県 1／4、町 1／4 など など	59 72

項 目 ・ 事 業 名	予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
(4)かがわ医療情報ネットワーク (K-M I X R) 運営支援事業	257, 934	(4)医療連携体制を推進し、効率的かつ質の高い医療を持続的に提供する体制を維持するため、かがわ医療情報ネットワーク (K-M I X R) を活用し、診療所・薬局・介護事業所等を含む県内医療機関などの連携や機能分担・業務効率の改善に取り組むもの。 ・参加希望の医療機関に対し、必要な設備整備費を補助 ・K-M I X Rに係る運営経費の補助 ★・医療機器共同利用システムの導入及びネットワーク機器の更新 など	59
(5)レセプト情報活用診療支援システム 運営支援事業	25, 341	(5)臨床診療において、特に初診患者の背景（病歴、治療歴等）を速やかに把握し、適切な診療につなげるため構築した、レセプト情報を活用する診療支援システム (K-M I X R B A S I C) の運営経費を補助するもの。	59
(6)へき地医療拠点病院等運営事業	67, 362	(6)県立中央病院に設置したへき地医療支援機構を運営するほか、へき地医療拠点病院が行うへき地診療所への代診医の派遣等の経費を補助するもの。	61
★☆(7)初期救急医療体制強化事業	50, 000	(7)高齢化の進行等によって救急搬送件数が増加する中、一次救急医療機関における受入れ件数の増加を図るため、救急搬送を受け入れる一次救急医療機関に対して、受入れに要する経費の一部を補助するもの。 ・補 助 対 象：年間100件以上の救急搬送を受け入れる一次救急医療機関 ・補助対象経費：救急搬送の受入れに要する経費（人件費など） ・補助基準額：3千円／件×受入件数（H30・R1平均受入件数まで） 6千円／件×受入件数（H30・R1平均受入件数からの増加分） ・補 助 率：10／10以内	60

	★☆☆(8) 救急医療機関連携体制構築事業 (9) ドクターヘリ運航事業 (10) 救急・周産期医療情報システム運用事業	50,000 320,287 50,148	(8) 救急医療機関の連携体制を強化するため、一次救急医療機関をバックアップする二次・三次救急医療機関に対して、一次救急医療機関から搬送される救急患者の受入に要する経費の一部を補助するもの。 ・補助対象：一次救急医療機関のバックアップ体制を整備する二次又は三次救急医療機関 ・補助対象経費：一次救急医療機関から搬送される救急患者の受入に要する経費（人件費など） ・補助基準額：1 医療機関あたり 5 百万円 ・補助率：10 / 10 以内 (9) 救急医療や災害医療の充実・高度化を図るため、香川大学医学部附属病院や県立中央病院、消防機関等と連携して、ドクターヘリを運航するもの。 (10) 救急医療機関、搬送機関等をネットワークで結び、救急医療の情報共有化を図るシステムを運用するもの。	60 60 60
2	在宅医療・介護連携推進事業	10,048	・全ての市町において在宅医療・介護連携の取組みが進められるよう支援するとともに、在宅医療に関わる関係職種の連携を図り、体制構築を図るもの。 ①在宅医療・介護連携推進事業 全ての市町において、在宅医療・介護連携を円滑に推進できるよう、市町職員に対する研修や医師、看護師、介護支援専門員等の多職種連携にかかる専門性の高い研修等を実施するもの。 ②在宅医療基盤整備拡充事業 地域医療構想に掲げる在宅医療の推進を図るため、スタートアップ研修会等を行うもの。	51 59

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
			③薬剤師在宅医療推進事業 入院患者が、在宅療養へ円滑に移行するために、訪問薬剤管理指導に取り組む薬局を増加させるため、現場を想定した実践的な研修を実施するもの。 ④訪問看護サポート事業 利用者や家族、医療機関などから電話相談を受け付ける体制を確保するとともに、訪問看護ステーションへのアドバイザーの派遣や県内の訪問看護ステーションの空き情報の公表を行うなどにより、在宅医療の提供体制を強化するもの。	51
3	医師確保対策事業 (1) 医学生支援事業 (2) 臨床研修医・専攻医確保支援事業	233, 451 121, 460 8, 082	・地域偏在や診療科偏在、若手医師の県外流出をはじめとする医師不足の状況を踏まえ、総合的な医師確保対策を行うもの。 (1) 卒業後、県内の公立病院等で一定期間、医師の業務に従事しようとする医学生に対し、修学資金を貸し付けるもの。 ・貸 付 額：1 人あたり 1 2 万円／月 ・返還免除：貸付期間の 1. 5 倍（1 年未満は 1 年に切り上げ）の地域医療従事者で返還免除 (2) 若手医師の県内定着を図るため、臨床研修医、専攻医の確保に取り組むもの。 ・県外合同説明会へ出展、医学生・臨床研修医向け合同説明会の実施 ・県外在住医学生に対し、県内臨床研修病院を見学する際の移動経費を補助（上限額 1 万円／人） ・県内の臨床・専門研修プログラムを網羅したガイドブックの作成 ・医療従事者専用情報サイトへ本県の臨床・専門研修情報をまとめて紹介	62

			・専攻医の指導に当たる指導医の養成を促進するため、専門研修基幹施設に対し、指導医の資格取得に要する経費を補助（上限１２万円／人） など	
★☆☆(3)臨床医確保強化事業	40,250		(3)若手医師の県内定着を図るため、今後新たに、県内の医療機関の専門研修プログラムに参加して、専門医資格の取得を目指す医師を支援するもの。 ・研修奨励金：（内科・小児科・外科・総合診療）１００万円／人 （産婦人科・救急科）２００万円／人	
(4)産科医等育成・確保支援事業	18,038		(4)本県において医師不足が顕著な産科医等の処遇改善を行う医療機関に対し分娩手当の支給に要する経費を補助するもの。 ・補助基準額：１万円／分娩 （分娩手当を増額した場合、２万円／分娩） ・負担割合：県１／２、市町１／６、事業主１／３ （市町が補助しない場合、県１／３、事業主２／３）	
(5)専門医認定支援事業	16,221		(5)専門医制度の仕組みが円滑に構築されるよう、専門医研修に必要な指導医がいない医療機関に指導医を派遣等させる医療機関や、地域医療に配慮した専門研修プログラムの策定を行う医療機関を支援するもの。 ・負担割合：国１／２、事業主１／２ ※県費負担なし	
(6)女性医師就業・復職支援事業	2,000		(6)県医師会が行う女性医師の就業・復職支援等に要する経費を支援するもの。	
(7)地域医療総合医学講座設置事業	23,000		(7)医師の地域偏在、診療科偏在の解消を図るため、香川大学医学部に寄附講座を設置し、地域枠学生・医師への教育・サポート体制の強化や、総合診療医の養成に向けた教育等を行うもの。	
(8)精神科医師県内定着促進事業	4,400		(8)精神科医師の確保のため、大学、県内精神科病院等が連携して、精神科専門医及び指定医取得のためのプログラムへの参加を促進するもの。	

	項 目 ・ 事 業 名	予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
4	看護職員養成・確保事業	292,954	・ 県民一人ひとりのニーズに適切に対応できる、高度な技術・知識を持った看護職員等の育成及び県内定着を図るもの。 ①看護学生修学資金貸付事業 看護師養成所・専門学校等に在学する学生に修学資金を貸し付け、修学を容易にするとともに、県内施設への就業を促すもの。 ・ 対 象 者：看護職員養成施設等に在学し、卒業後県内の施設等において看護職員の業務に従事しようとする者 ・ 貸 付 額：月額5万円（看護師・保健師・助産師） 月額2万5千円（准看護師） ・ 返還免除：卒業後引き続き5年間県内施設に勤務で全額免除 ②看護師等養成所指導事業 看護師等養成所の運営費に対する補助を行うもの。 ③病院内保育所運営費補助 病院内保育所の運営費に対する補助を行うもの。 ④県立保健医療大学卒業生の県内定着促進事業 県立保健医療大学の学生の県内医療機関への就職を促進するため、学内に学生相談員兼コーディネーターを配置するもの。 など	63

5	国民健康保険事業 (1) 国民健康保険医療助成事業 (2) 国民健康保険事業広域化等推進事業 (3) 国民健康保険特定健康診査・保健指導事業	8,041,095 7,891,334 28,990 120,771	・国民健康保険の都道府県単位化に伴い、県が財政運営の主体となり、国民健康保険特別会計において運営するもの。 (1) 国民健康保険財政の基盤強化策を講じるとともに、市町間の財政調整を県が行うことにより、国民健康保険財政の安定化を図るもの。 ① 県繰入金 給付費等の一定割合について、県が市町間の財政調整を行うもの。 ② 保険基盤安定負担金（県負担部分） 低所得者等に対する保険料（税）軽減額を公費で負担し保険財政の安定化を図るもの。 ・ 保 険 者 支 援 分 負 担 割 合：国 1／2、県 1／4、市町 1／4 ・ 保険料（税）軽減分負担割合：県 3／4、市町 1／4 ・ 未就学児保険料(税)軽減分負担割合：国 1／2、県 1／4、市町 1／4 ・ 産前産後保険料(税)免除分負担割合：国 1／2、県 1／4、市町 1／4 ③ 高額医療費負担金（県負担部分） 高額医療費の一部を負担するもの。 ・ 負担割合（公費負担）：国 1／2、県 1／2 (2) 国民健康保険の運営に必要な事項の協議等を行うもの。 (3) 国民健康保険が行う特定健康診査及び特定保健指導の経費の一部を負担するもの。	58
---	---	--	--	----

	項 目 ・ 事 業 名	予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
6	後期高齢者医療助成事業 (1) 後期高齢者医療費負担金 (2) 後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金 (3) 後期高齢者医療高額医療費負担金	16,872,119 12,940,092 2,886,245 1,045,782	(1) 後期高齢者（75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の障害を有する者）への療養の給付を行う後期高齢者医療広域連合に対し負担するもの。 ・ 負担割合（公費負担）：国2／3、県1／6、市町1／6 (2) 低所得者等に対する保険料軽減額を県、市町が公費で負担し、後期高齢者医療の財政の安定化を図るもの。 ・ 負担割合：県3／4、市町1／4 (3) 後期高齢者医療広域連合が負担する療養給付費のうち、1レセプト当たり80万円を超える高額医療費を負担するもの。 ・ 負担割合：国1／4、県1／4、広域連合1／2	57
7	重度心身障害者等医療費等支給事業	1,102,142	・ 重度心身障害者等に係る医療費負担の軽減を図るため、医療費の一部を公費負担する市町に対し、補助するもの。 ・ 負担割合：県1／2、市町1／2 ・ 自己負担：1レセプトあたり外来500円、入院1,000円まで （市町村民税非課税世帯は自己負担なし） ・ 対 象 者：65歳未満で重度心身障害者等になった者	69

8	介護人材確保等事業	288,087	・高齢化の進行に伴い、要介護高齢者の増加が見込まれる中、介護人材の持続的な確保や資質の向上を図るとともに、介護職場の環境整備を進めるもの。									
	(1) 介護福祉士等修学資金貸付事業	131,017	(1) 介護福祉士等修学資金について、貸付の実施主体である香川県社会福祉協議会に当該貸付金の原資を補助するもの。 ① 介護福祉士・社会福祉士修学資金等貸付金 養成施設在学中の学費等を貸し付けるもの。 ・貸付上限額：84万円／年 × 2年間 ※5年間の県内施設就労で返還免除 ② 実務者研修受講資金貸付金 国家試験の受験資格要件である実務者研修の受講資金を貸し付けるもの。 ・貸付上限額：20万円 ※2年間の県内施設就労で返還免除 ③ 再就職準備金貸付金 1年以上の介護経験のある離職者が県内施設に再就職する際の必要資金を貸し付けるもの。 ・貸付上限額：40万円 ※2年間の県内施設就労で返還免除	50								
	(2) 労働環境・処遇の改善事業	62,430	(2) ① 研修事業 ・介護事業所管理者を対象とした働きやすい魅力ある職場づくりについての研修の実施 ② 介護ロボット・ICT導入集中支援事業 介護職員の負担軽減等を図るため、介護ロボット、ICTの導入支援を行うもの。 ・補助率：3／4 ・補助上限額： <table><tr><td>区分</td><td>補助上限額</td></tr><tr><td>① 介護ロボット（入浴支援等）</td><td>100万円／機器</td></tr><tr><td>② 通信環境整備（見守りセンサー）等</td><td>1,000万円／事業所</td></tr><tr><td>③ ICT（介護ソフト、タブレット等）</td><td>100～260万円／事業所 ※事業所規模に応じた上限</td></tr></table>	区分	補助上限額	① 介護ロボット（入浴支援等）	100万円／機器	② 通信環境整備（見守りセンサー）等	1,000万円／事業所	③ ICT（介護ソフト、タブレット等）	100～260万円／事業所 ※事業所規模に応じた上限	50
区分	補助上限額											
① 介護ロボット（入浴支援等）	100万円／機器											
② 通信環境整備（見守りセンサー）等	1,000万円／事業所											
③ ICT（介護ソフト、タブレット等）	100～260万円／事業所 ※事業所規模に応じた上限											

項 目 ・ 事 業 名	予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
(3)介護助手普及推進支援事業	8,310	(3)県福祉人材センターに介護助手普及推進員を配置し、地域の元気な高齢者など、介護の周辺業務を行う介護助手の掘起し・マッチングを行い、介護職員の負担軽減や業務の効率化を図るもの。	50
(4)外国人介護人材受入支援事業	86,330	(4) ①外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 経済連携協定（E P A）に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士の資格取得を目指す「外国人介護福祉士候補者」を受け入れた施設に対し、日本語学習、介護分野の専門知識の学習や学習環境の整備等に要する経費を補助するもの。 ・補助額：研修費用 15万円／人 職員手当 6万円／施設 医療ケア学習支援 7万5千円／人 ②外国人介護留学生受入支援事業 介護福祉士の資格の取得を目的とする留学生を支援し、介護職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減するため、介護施設等が行う留学生への奨学金等の支援に要する経費を補助するもの。 ・補助対象者：外国人留学生に対し奨学金を貸し付ける介護施設等 ・補助対象経費：日本語学校（1年以内）及び介護福祉士養成施設（2年以内）の学費等 ・補助率：1／3（★留学生1人あたりの上限額を撤廃） ※3年間の県内施設就労で返還免除 ③外国人介護人材研修支援事業 外国人介護人材の介護技能の向上や定着を図るため、基本的な介護技術や介護関連用語などの研修に加え、受入側の介護サービス事業所職員を対象とした研修を実施するもの。	50 88

			★☆☆④外国人介護留学生受入促進事業 介護福祉士を目指す留学生の受入れを促進するため、留学予定者等の入学への働きかけや日本語学習等の課外授業の実施を行う介護福祉士養成施設に対して支援するもの。 ・補助対象経費：①進学先が未定の留学予定者及び留学生に対する 営業活動、外国人向けホームページ・パンフレット作成など ②留学生に対する日本の文化・生活習慣等に関する 課外授業の実施に要する経費など ・補助率：10／10 ・補助上限：1施設あたり150万円 (国外で活動する場合は225万円) ★☆☆⑤外国人介護人材受入施設等環境整備事業 外国人介護人材を受け入れる介護施設等に対して、外国人職員の負担軽減の観点から行うコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得に向けた学習支援及び生活支援に要する経費の一部を補助するもの。 ・補助対象経費：①コミュニケーション支援 雇用前のオンライン通話経費、多言語による介護業務マニュアルの作成経費、多言語翻訳機の購入経費など ②介護福祉士の資格取得に向けた学習支援 必要教材の購入費、外部講習参加費など ③生活支援 メンタルヘルスケアに要する経費、地域との交流会開催経費、家賃など ・補助率：2／3（補助上限 1施設あたり20万円）	
--	--	--	---	--

項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
		★☆☆⑥外国人介護人材雇用支援事業 留学生を除く外国人介護人材を雇用しようとする介護施設等に対して、円滑な就労を確保する観点から、受入れに必要なとなる初期経費の一部を補助するもの。 ・補助対象経費：在留資格申請手続きに要する経費などの入国準備費用、入国渡航費用、国内移動費用、居住場所準備に要する費用など ・補助率：1／2 ・補助上限：外国人介護人材1人あたり25万円 （介護施設等による申請回数は1回限りで、2人まで） ★☆☆⑦外国人介護人材獲得強化事業 新規国等からの外国人介護人材の確保に向けて、送出し国の文化、風習等の情報収集、海外送り出し機関等との関係構築、その他現地における外国人介護人材確保の取組みを行う介護施設等に対して、その費用の一部を支援するもの。 ・補助対象経費：送出し国におけるマーケティング活動経費、海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化活動費、海外現地での説明会開催経費、渡航費、宿泊費など ・負担割合：国2／3、県1／3（補助上限 1法人あたり75万円）	

9	介護保険事業 (1) 介護給付費負担金 (2) 低所得者保険料軽減負担金	14, 594, 511 14, 333, 171 261, 340	(1) 介護給付費負担金 介護保険法に基づき、各市町における介護給付及び予防給付に要する費用の一部を負担するもの。 ・負担割合： 在宅介護給付費(国25%、県12. 5%、市町12. 5%、保険料50%) 施設介護給付費(国20%、県17. 5%、市町12. 5%、保険料50%) (2) 介護保険の第 1 号保険料を所得段階に応じて軽減する措置に対して、必要となる経費を負担するもの。 ・負担割合：国 1 / 2、県 1 / 4、市町 1 / 4 ・第 1 号保険料の軽減措置 第 1 段階：生活保護被保護者、世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等 8 0 . 9 万円以下等の 6 5 歳以上の高齢者 保険料基準額に対する負担割合：0 . 2 8 5 第 2 段階：世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等 8 0 . 9 万円超 1 2 0 万円以下の 6 5 歳以上の高齢者 保険料基準額に対する負担割合：0 . 4 8 5 第 3 段階：世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等 1 2 0 万円超の 6 5 歳以上の高齢者 保険料基準額に対する負担割合：0 . 6 8 5	48						
10	病院事業会計（一般会計繰入金）	4, 524, 910	(1) 収益的収支 (千円) <table><tr><td>総収益</td><td>総費用</td><td>純損益</td></tr><tr><td>30, 258, 828</td><td>32, 419, 066</td><td>△2, 160, 238</td></tr></table>	総収益	総費用	純損益	30, 258, 828	32, 419, 066	△2, 160, 238	148
総収益	総費用	純損益								
30, 258, 828	32, 419, 066	△2, 160, 238								

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号																																													
			(2)資本的収支（主なもの）(千円)<table><tr><td></td><td>事業費</td><td>内 容</td></tr><tr><td>施設設備整備</td><td>412,062</td><td>中央病院照明設備改修工事 など</td></tr><tr><td>医療器械整備</td><td>1,439,479</td><td>中央病院血管造影撮影装置 中央病院検体分注搬送等システム など</td></tr></table> (3)一般会計繰入金(千円)<table><tr><td colspan="2"></td><td>R 7 当初</td><td>R 6 当初</td><td>増 減</td></tr><tr><td rowspan="3">収 益</td><td>負 担 金</td><td>3,473,540</td><td>2,873,268</td><td>600,272</td></tr><tr><td>補 助 金</td><td>5,933</td><td>6,205</td><td>△272</td></tr><tr><td>計</td><td>3,479,473</td><td>2,879,473</td><td>600,000</td></tr><tr><td rowspan="3">資 本</td><td>出資・負担・補助金</td><td>963,589</td><td>838,786</td><td>124,803</td></tr><tr><td>長期借入金</td><td>81,848</td><td>74,415</td><td>7,433</td></tr><tr><td>計</td><td>1,045,437</td><td>913,201</td><td>132,236</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>4,524,910</td><td>3,792,674</td><td>732,236</td></tr></table>		事業費	内 容	施設設備整備	412,062	中央病院照明設備改修工事 など	医療器械整備	1,439,479	中央病院血管造影撮影装置 中央病院検体分注搬送等システム など			R 7 当初	R 6 当初	増 減	収 益	負 担 金	3,473,540	2,873,268	600,272	補 助 金	5,933	6,205	△272	計	3,479,473	2,879,473	600,000	資 本	出資・負担・補助金	963,589	838,786	124,803	長期借入金	81,848	74,415	7,433	計	1,045,437	913,201	132,236	合 計		4,524,910	3,792,674	732,236	
	事業費	内 容																																															
施設設備整備	412,062	中央病院照明設備改修工事 など																																															
医療器械整備	1,439,479	中央病院血管造影撮影装置 中央病院検体分注搬送等システム など																																															
		R 7 当初	R 6 当初	増 減																																													
収 益	負 担 金	3,473,540	2,873,268	600,272																																													
	補 助 金	5,933	6,205	△272																																													
	計	3,479,473	2,879,473	600,000																																													
資 本	出資・負担・補助金	963,589	838,786	124,803																																													
	長期借入金	81,848	74,415	7,433																																													
	計	1,045,437	913,201	132,236																																													
合 計		4,524,910	3,792,674	732,236																																													

⑤ 災害や渇水に強い県土をつくる		13,046,875		
1	地震・津波対策海岸堤防等整備事業 (1) 津波等対策海岸事業 (2) 津波等対策河川事業	1,493,186 833,186 660,000	・「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、南海トラフを震源とする巨大地震に備え、護岸や防潮壁等の津波対策等を行うもの。 (1) 海岸堤防の地震・津波対策を行うもの。 ① 補助事業 事業箇所 高松港海岸など15海岸 ② 単独事業 事業箇所 高松港海岸など10海岸 (2) 河川堤防や水門等の耐震化対策等を行うもの。 ① 補助事業 事業箇所 相引川など12河川 ② 単独事業 事業箇所 県内一円（調査・設計）	122
2	ため池防災対策等事業	2,553,248	・地震や豪雨によるため池の決壊等に伴う被害の未然防止や軽減を図るため、「香川県老朽ため池整備促進計画（第12次5か年計画）」に基づき、危険ため池の整備推進、受益地のないため池等の防災対策に取り組むもの。 ① 県営ため池等整備 災害防止対策として、老朽化したため池の整備を行うもの。 ・地区数：27地区 ・負担割合：国55%、県33%、市町11%、農家1% など ② ため池防災対策特別事業 防災上の観点から、受益農地の荒廃等により管理者が不在となり、保全管理が困難となったため池の廃止等に取り組む市町に補助するもの。 ・補助率：（国補助分）ため池の廃止 国100% （県単独分）保全型55%以内、防災型50%以内 など	108

項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
		③県営ため池緊急防災対策事業（耐震性点検調査） 「ため池工事特措法」に基づき、決壊した場合に浸水想定区域内に緊急避難所等の防災活動の拠点となる施設や緊急輸送道路が存在する防災上重要なため池について、耐震性点検調査を行うもの。 ・補助率：国１０／１０ ・点検箇所数：１７箇所 ④ため池監視・管理体制強化事業 地震や豪雨時の迅速な状況把握により、決壊等による被害の未然防止を図るため、ため池管理者等が遠隔監視を行う水位計や監視カメラの導入に対して補助するもの。 ・補助率：国１０／１０ ・予定箇所：８１箇所（７市５町） ⑤ため池ハザードマップ支援事業 豪雨災害等によるため池の決壊に備え、決壊時のハザードマップを作成する市町に対し支援を行うことにより、被害の未然防止及び軽減に努めるもの。 ・補助率：国１０／１０ ・予定箇所：１３箇所（２市２町） ⑥ため池保全管理センター支援事業 県土地改良事業団体連合会に「ため池保全管理センター」を設置し、防災重点農業用ため池の点検・調査のほか、ため池管理者等に対して保全管理に関する技術的助言・指導を行うなど、国の補助金を活用して、ため池の適正な保全管理の支援に取り組むもの。	

3	河川総合開発事業	1,338,000	・治水安全度の確保や流水の正常な機能の維持を図るため、ダムの整備を推進するもの。	119
	(1)綾川治水ダム建設事業(長柄ダム再開発)	684,000	(1)ダム本体設計、補償工事、補償 など	
	(2)湊川総合開発事業(五名ダム再開発)	654,000	(2)ダム本体設計、補償工事、補償 など	
4	農業用水の確保	624,200	・農業用水の安定的な確保や効率的な利用を図るため、老朽化した農業水利施設の計画的な保全対策や香川用水非受益地域の農業用水の確保を行うもの。 ①国営かんがい排水事業香川用水二期地区負担金等 50百万円 (香川用水施設緊急対策事業負担金を含む) ②県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 567百万円 ③香川用水非受益地域用水確保事業 7百万円	107
5	盛土規制法基礎調査事業	59,924	・盛土等に伴う災害を防止するため、盛土規制法に基づき災害発生の危険性の把握に必要な基礎調査として、応急対策の必要性判断等を実施するもの。	23
6	田んぼダム推進事業	9,500	・田んぼダムの取組みを推進するため、取組みに要する費用等を補助するもの。 ・畦畔築立、排水路・排水堰補修に要する費用(補助率1/2) ・畦畔崩壊時の復旧費用補助(補助率1/2) など	107

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
7	公共土木施設等長寿命化事業	4,432,194	・公共土木施設等の計画的・効率的な維持管理を行うために、県管理の対象施設について長寿命化計画の更新等を行うとともに、計画に基づく工事等を実施するもの。 ・長寿命化計画の更新等 道路施設、河川管理施設、ダム管理施設、砂防関係施設、港湾施設、海岸保全施設、公園施設 ・長寿命化対策工事等 道路橋（52橋）、道路付属物（7箇所）、河川管理施設（3施設）、ダム管理施設（10施設）、砂防関係施設（11施設）、港湾施設（22施設）、海岸保全施設（8海岸）、公園施設（5施設）、スポーツ施設（2施設）、下水道施設（2処理区）	116
8	★県警ヘリコプターテレビシステム地上受信設備整備事業	370,220	・県警ヘリコプターテレビシステムについて、災害発生時に被災状況等を迅速かつ正確に把握するため、現行のアナログ式中継局を廃止し、デジタル化した地上受信設備を新たに整備するもの。	23
9	県有施設の耐震対策等	536,159	・県有施設の耐震化関係事業を行うもの。 ①高松合同庁舎整備事業 高松市郷東町へ移転 ・庁舎建築・設備工事の発注業務、共用駐車場の管理 ※庁舎建築・設備工事について、債務負担行為の設定（令和8～9年度） 3,671百万円	16

			②水産試験場施設整備事業 本館・飼育実験棟現地建替 ・新施設の実施設計 ③畜産試験場施設整備事業 本館・実験棟現地建替 ・新施設の実施設計 ④本庁舎北館等再編整備事業 現有機能の再編整備 ・再編整備基本設計 ⑤県民ホール大ホール棟舞台設備等大規模改修事業 ・工事实施設計（特定吊り天井の耐震工事を含む） ⑥県立ミュージアム本館設備改修事業（特定吊り天井） ・特定吊り天井改修工事 ※天井改修について、債務負担行為の設定（令和８年度） ４７百万円 ⑦栗島海洋記念公園施設整備事業 ・本館の耐震改修工事、設備改修 ※設備改修について、債務負担行為の設定（令和８年度） １１３百万円	115 103 16 90
10	民間住宅耐震対策等支援事業	99,969	・民間住宅の耐震化を促進するため、住宅の耐震診断、耐震改修等に対し補助金を交付する市町に対して補助を行うもの。また、本補助制度の活用促進を図るために広報等を行うもの。 ①耐震診断等補助 ・負担割合：国33%、県28.5%、市町28.5%、所有者10% ・補助限度額：１０万３，５００円（県補助額：３２，７５０円）など	128

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
			②耐震改修等補助 ・負担割合：国 1 / 2、県 1 / 4、市町 1 / 4 ・補助限度額（補助限度額を超える費用は所有者の負担） (a)耐震改修：1 1 5 万円（県補助額：2 8 万 7, 5 0 0 円） (b)簡易改修：5 7. 5 万円（県補助額：1 4 万 3, 7 5 0 円） (c)耐震シェルター、耐震ベッド：2 3 万円 （県補助額：5 万 7, 5 0 0 円）など ③制度活用促進のための広報等 ・民間住宅耐震補強低コスト工法の普及啓発 など	
11	緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業	16, 000	・緊急輸送道路沿道の民間建築物の耐震診断・耐震改修等への補助事業を実施する市町に対し補助を行うもの。 ①耐震診断等補助 ・負担割合：国1/3、県1/6、市町1/6、所有者1/3 ・補助限度額：4 百万円（県補助額：1 百万円） ②耐震改修等補助 ・負担割合：国1/3、県1/6、市町1/6、所有者1/3 ・補助限度額：6 0 百万円（県補助額：1 5 百万円）	126

12	空き家対策総合推進事業 (1) 老朽危険空き家除却支援事業 (2) 空き家利活用促進事業	252, 495 164, 000 85, 993	・老朽危険空き家の除却を促進するため、除却を行う者に対して助成等を行う市町に対し、その費用の一部を補助するとともに、空き家の利活用を促進するため、空き家バンクの運営を行う等、総合的な空き家対策に取り組むもの。 (1)①老朽危険空き家の除却に要する費用への補助 ・負担割合：国2／5以内、県1／5以内、市町1／5以内、所有者1／5以上 ・補助限度額：160万円（県補助額：40万円） ②行政代執行に要する費用への補助 ・負担割合：県1／2、市町1／2 ・補助対象限度額：200万円（県補助額：100万円） (2)①空き家バンク登録住宅改修等補助 空き家の有効活用・空き家バンクの充実を図るため、空き家の改修・家財の処分費を助成する市町に対し、上乗せ分として補助するもの。 ・空き家改修1件につき補助限度額：50万円（市町補助限度額が上限） ・家財の処分1件につき補助限度額：5万円（市町補助限度額が上限） ②空き家バンク登録住宅活用型事業所整備補助 空き家を購入し、3年以上事業所として使用する意思のある法人、個人事業主に、空き家の改修及び通信設備費を助成する市町に対して補助するもの。 ・補助率：市町が補助する額の1／2 ・補助限度額：①法人：200万円（下限25万円） ②個人事業主：100万円（下限25万円）	129
----	--	--	---	-----

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
	(3) 空き家対策普及啓発事業	2,502	★③施策促進型空き家活用支援事業費補助 空き家の利活用を促進するため、民間住宅を借り上げ、企業誘致や市町の魅力発信など地域活性化に資する公的住宅として整備する市町に対し、その改修費用の一部を補助するもの。 ・ 負 担 割 合：国 1／2、県 1／4、市町 1／4 ・ 補助対象限度額：1,000万円（県補助額：250万円） ④空き家バンク登録支援事業 空き家バンクに登録する際、建築士による無料相談や現地確認、助言を行うもの。 (3) 空き家の所有者等に対して、空き家の適切な管理や有効活用を促し、老朽危険空き家の発生を未然に防止するもの。 ・ 県民向け空き家対策セミナー、個別相談会の開催 ★・事業者向け空き家対策セミナーの開催 ・ 空き家の適正管理に関する啓発チラシの配布 ・ 空き家バンク登録情報掲載ホームページ「かがわ住まいネット」の改修など	
13	災害時医療提供体制整備等事業	252,509	①地域災害拠点病院の整備 災害時の医療を確保することを目的に、地域災害拠点病院に必要な施設整備に要する経費の一部を補助するもの。 ・ 負担割合：国 1／3、事業者 2／3	23・60

			②医療施設等の耐震化 地震発生時においても適切な医療提供体制の維持を図るため、医療施設等の耐震化又は補強等を行う医療機関に対して補助するもの。 ・負担割合：国 1 / 2、事業者 1 / 2 等 ③災害時支援体制の整備 大規模災害発生時等に迅速に対応できるよう、保健・医療・福祉各分野の災害時支援チームの体制整備等を行うもの。 ・災害拠点病院の医師、看護師等で編成する災害派遣医療チーム（DMA T）のほか、医師、保健師、薬剤師等で編成する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、社会福祉士、介護福祉士等で編成する災害派遣福祉チーム（DWA T）、精神科医、看護師等で編成する災害派遣精神医療チーム（DPAT）について、それぞれ資機材の整備、研修・訓練の実施 ★・災害時の福祉支援の拠点として、関係団体・施設等の調整役を担う司令塔機能を持つ「災害福祉支援センター」を新たに設置し、専任の「災害福祉支援専門員」の下で一体的な福祉支援体制を構築 など	9
14	地域防災力強化促進事業	11, 532	・自主防災組織の結成やその活動を促進するとともに、香川大学と共同して地域における防災対策についての研究を行うなど、防災力の強化を図るもの。 ・自主防災活動・結成後のフォローアップ ・要望のあった地域に自主防災活動アドバイザーを派遣	23

項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
		★・地区防災計画策定・避難力強化促進事業 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織等に対して、地域の災害リスクを踏まえ、具体的な防災訓練や避難所運営の方法などの防災活動について計画する「地区防災計画」の新規策定及び地区防災計画に基づく住民一人ひとりの避難行動計画である「マイ・タイムライン」（600人分を想定）の作成促進に係る経費等を補助するもの。 ・対象経費：①計画策定及びマイ・タイムライン作成支援に直接的に必要な経費 ②計画策定の補完・推進に必要な経費 ・補助率：①10／10以内 又は ②1／2以内 ・補助額：上限30万円／団体 など ・香川大学との共同研究 など	
15	市町災害対応力強化緊急対策推進事業	100,000 ・激甚化・頻発化する風水害や発生確率が高まる南海トラフ地震等に備え、地域防災力の一層の向上を図るため、能登半島地震で顕在化した課題等を踏まえ、避難所の生活環境の整備や県民の「自助」「共助」の強化などに取り組む市町に対し、経費の一部を補助するもの。 ★☆①避難所生活環境整備 ・補助率：1／2以内 ・補助対象事業：市町独自の食料備蓄・トイレ関係備蓄、プライバシー確保のための資機材の整備など、県が示す避難所生活環境の整備に要する経費	23

			②自助・共助・人材確保 ・補助率：ハード対策1／2以内、ソフト対策1／3以内 ★家具類転倒防止対策のうち、県が認める県防災士会と連携した先進的取組みは補助率を10／10以内に引上げ ・補助対象事業：市町が行う自助の推進、共助の推進、防災面での新たな課題への対応に要する経費、地域防災力を担う人材の確保・養成に要する経費	
16	★幼稚園等備品類転倒防止対策推進事業	5,880	・幼稚園等の教育・保育施設における備品類の転倒防止対策を確実に実施するために、香川県防災士会を派遣して、備品類の固定器具に係る取付け支援等を行うもの。 ・対象施設：公立・私立の幼稚園、保育所、認定こども園	23
17	避難所生活環境維持改善事業 ★☆(1)福祉避難所体制整備支援事業	353,085 60,000	・災害時における避難所生活環境を維持するための取組みを進めるとともに、災害時に避難所運営が有効に機能するための普及啓発を平時から行うもの。 (1)災害時における福祉避難所の円滑な運営に向けて、社会福祉施設等が福祉避難所を設置・運営する際に必要となる施設改修や資機材整備を支援する市町に対して、その費用を補助するもの。 ・補助対象：社会福祉法人等（市町を経由して補助） ・補助対象経費：避難者受入れのための施設改修に要する経費、福祉避難施設運営に必要となる資機材の整備に要する経費 ・負担割合：県1／3、市町1／3、社会福祉法人等1／3 ・補助要件：（新設）収容可能人数10名以上確保 （拡充）収容可能人数を新たに5名以上確保	23

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
	★(2)災害時トイレ使用方法等普及啓発事業	2,085	(2)避難所の既設トイレについて、発災直後から衛生環境を維持しながら使用できるように、香川大学やかがわ自主ぼう連絡協議会と連携して、災害時トイレの使用方法等の周知・啓発	23
	★(3)災害時等応急用井戸普及促進事業	5,100	(3)災害による断水等により水道が使用できなくなった際の生活用水を確保するため、県民の善意により、私有井戸の水を生活用水として供給する仕組みである香川型の「災害時等応急用井戸登録制度」を創設することから、導入にあたり必要となる経費の一部について、市町を補助 ・補助率：1／2（補助上限額 30万円）	23
	★☆(4)災害時給水設備整備促進事業	17,000	(4)避難所等に設置する給水タンクが不足していることから、災害時の断水対策として、3年間で、不足分である約100基の設置を目指し、市町及び香川県広域水道企業団に対し、組立式の給水タンクの整備費を補助するもの。 ・補助率：1／2（上限額50万円／基）	6 23
	★(5)県立学校体育館等空調設備整備等推進事業	268,900	(5)（再掲 P66、P67）	23 140 142
18	かがわ県民防災意識向上プロジェクト事業	3,881	・SNS上に開設した「香川県公式防災アカウント」により、プッシュ型で防災情報等の提供を行うとともに、公式防災アカウント上のデジタルスタンプカードを活用し、防災イベントへの参加などで「かがわBOUSAI POINT」を集めて、防災グッズ等に交換できる取組みにより、県民の防災意識の向上を図るもの。	23

			・「かがわBOUSAI POINT」の取得方法 ・防災訓練や防災イベントへの参加、防災施設の見学 ・県のアプリ「香川県防災ナビ」等での避難経路の確認 ・県広報誌や新聞広告等に掲載する防災に関する啓発記事の確認 ・SNS上で県が配信する防災クイズへの参加 ・「かがわ防災協力認証店」での消費活動 など	
19	次期総合防災情報システム構築事業	355,090	・気象台や県・市町から発する気象や災害等に関する防災情報を集約し、県民に迅速に伝達するための防災情報システムについて、令和8年4月からの運用開始に向けて構築するもの。 ★・発災直後の情報空白時間帯における情報収集力を高めるため、SNS情報を活用する機能を導入 ★・被災後、迅速に罹災証明書を発行できるよう、モバイル端末による現地調査（現地での被害家屋の写真取込み、調査結果の入力など）に対応する被災者支援システムを構築	23
20	★石油コンビナート等防災アセスメント調査事業	11,941	・国の「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づき、番の州地区特別防災区域の防災アセスメント調査を実施するもの。	23

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号																															
21	★さぬき防災パーク整備事業	10,084	・ 県民の防災意識の一層の向上を図るため、子どもや家族連れを含む幅広い層が繰り返し来場し、楽しみながら防災について学べるよう、防災センターをリニューアルするもの。 ・ 内装のリニューアル ・ 屋外学習・休憩スペースの整備	23																															
22	流域下水道事業会計（一般会計補助金）	157,778	(1) 収益的収支 (千円) <table><tr><td>総収益</td><td>総費用</td><td>純損益</td></tr><tr><td>2,312,518</td><td>2,298,480</td><td>14,038</td></tr></table> (2) 資本的収支（主なもの） (千円) <table><tr><td></td><td>事業費</td><td>内 容</td></tr><tr><td>大束川処理区</td><td>757,000</td><td>・ 浄化センター改築工事（最終沈殿池設備） ・ 幹線管渠耐震補強工事 など</td></tr><tr><td>金倉川処理区</td><td>724,800</td><td>・ 浄化センター改築工事（計装設備） ・ 幹線管渠耐震補強工事 ・ 太陽光発電設備工事 など</td></tr></table> (3) 一般会計からの補助金 (千円) <table><tr><td></td><td>R 7 当初</td><td>R 6 当初</td><td>増減</td></tr><tr><td>収益的収支</td><td>144,358</td><td>162,826</td><td>△18,468</td></tr><tr><td>資本的収支</td><td>13,420</td><td>32,100</td><td>△18,680</td></tr><tr><td>合 計</td><td>157,778</td><td>194,926</td><td>△37,148</td></tr></table>	総収益	総費用	純損益	2,312,518	2,298,480	14,038		事業費	内 容	大束川処理区	757,000	・ 浄化センター改築工事（最終沈殿池設備） ・ 幹線管渠耐震補強工事 など	金倉川処理区	724,800	・ 浄化センター改築工事（計装設備） ・ 幹線管渠耐震補強工事 ・ 太陽光発電設備工事 など		R 7 当初	R 6 当初	増減	収益的収支	144,358	162,826	△18,468	資本的収支	13,420	32,100	△18,680	合 計	157,778	194,926	△37,148	125
総収益	総費用	純損益																																	
2,312,518	2,298,480	14,038																																	
	事業費	内 容																																	
大束川処理区	757,000	・ 浄化センター改築工事（最終沈殿池設備） ・ 幹線管渠耐震補強工事 など																																	
金倉川処理区	724,800	・ 浄化センター改築工事（計装設備） ・ 幹線管渠耐震補強工事 ・ 太陽光発電設備工事 など																																	
	R 7 当初	R 6 当初	増減																																
収益的収支	144,358	162,826	△18,468																																
資本的収支	13,420	32,100	△18,680																																
合 計	157,778	194,926	△37,148																																

⑥ 交通事故や犯罪のない安全安心な社会をつくる		1,581,946		
1	交通死亡事故抑止総合対策事業 (1) 効果的な啓発、安全教育の実施	1,343,129 133,287	(1) 本県の交通事故の特徴を踏まえた効果的な啓発と安全教育を実施するもの。 ① 総合的な交通死亡事故抑止対策 ・交通安全活動団体や広告代理店等の提案による広報啓発活動等の実施 ・高齢者、小・中・高校生に対する交通安全教育推進隊を編制し、出前型、参加・体験型の交通安全教育を推進（交通安全教育車の活用） など ② 高齢者交通事故抑止対策 ・交通安全活動団体等を通じて啓発資材の配布、老人クラブで高齢者交通事故防止教室の開催 ・交通事故の当事者となった高齢者などに対して、高齢者交通安全ガイドによる世帯訪問指導を実施 ・自動車教習所指導員による自宅周辺での実車運転講習等 ・運転に不安を感じる方、運転適性を心配する方への「運転適性診断・カウンセリング」受講の促進と費用の支援（県1／2） ・運転免許を自主返納した高齢者等が公共交通機関や小売店などで割引等のサービスを受けることができる「高齢者運転免許卒業者優遇制度」の実施 など	26 131 26 131

	項 目 ・ 事 業 名	予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
			③自転車交通安全対策 ・ 自転車ヘルメット着用推進事業 県内高校生の自転車の交通事故抑止と交通安全意識の向上を図るため、自転車通学生に対し、ヘルメット購入費の補助を行うもの。 ・ 対象校：自転車通学生のヘルメットの着用意識を高める環境づくりに努め、生徒とともにヘルメット着用の推進に向けた具体的な取組みを行うことを宣言する県内の高等学校 ・ 対象者：自転車通学生のうち、「自転車乗車時は、交通ルールの遵守とヘルメット着用」を宣言し、補助を希望する生徒（１回限り） ・ 補助額：生徒１人あたり上限５千円 など	26 131
	(2) 交通安全施設等の整備	1,209,842	(2) 交通事故の起きにくい交通環境の整備を推進するもの。 ・ 交通安全施設（信号機・道路標識・道路標示）の更新整備 ・ 自転車の利用頻度、交通事故の発生実態を踏まえた通行環境の整備 など	26 117 131

2	地域安全かがわ創造プログラム推進事業	80,251	・各種事件・事故に的確に対応できる初動体制・夜間体制等を強化するため、交番・駐在所の再編を推進するとともに、移動交番車の活用や地域住民との連携強化のための地域安全ネットワーク活動を実施するもの。 ・国分寺交番と国分寺南駐在所の統合に伴う新築移転工事	130
3	サイバー空間をはじめとするデジタル社会の安全・安心の確保事業	39,178	・サイバー空間をはじめとするデジタル社会の安全・安心を確保するため、検挙と抑止の両面から総合的な対策を講じるもの。 ・サイバー犯罪専門捜査官等を対象とする集合研修の実施 ・サイバー犯罪捜査用資機材の整備 ・サイバー犯罪対策のための広報啓発の強化	130
4	「STOP！特殊詐欺」被害防止対策プラン	16,148	・特殊詐欺事案について、被害が増加する高齢者に重点をおいた予防活動や水際対策を強化することにより、社会全体の抵抗力を高め、撲滅を目指すもの。 ・警察OBの防犯アドバイザーによる高齢者宅を対象とした巡回訪問の実施（特殊詐欺撃退装置の貸出・回収、防犯機能付き電話機の購入案内） ・防犯アドバイザーによる、県下の金融機関、コンビニエンスストア等への訪問による窓口職員への防犯指導	130
5	★SNS型投資・ロマンス詐欺被害防止対策事業	1,766	・県内で急増しているSNS型投資・ロマンス詐欺事案について、動画による効果的な広報啓発を行うとともに、生成AIを活用したシミュレーションツールによる被害仮想体験などにより、県民の同事案に対する抵抗力を高めるもの。	130

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
6	★未来につなぐ安全・安心まちづくりプラン	80,996	・安全・安心なまちづくりに向けて、人流の増加が見込まれる県内主要地域に高性能街頭防犯カメラを整備するもの。 ・整備予定地区：サンポート高松地区、高松市古馬場町地区、丸亀市大手町地区	130
7	性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」運営事業	16,428	・性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」の運営を行うもの。 ・業務内容：電話・面接相談、診察・警察等への付き添い、弁護士・カウンセラー等手配 など	8
8	犯罪被害者等支援事業	4,050	・犯罪被害者等の平穏な生活を確保するため、関係機関や民間被害者支援団体等とのネットワークを強化し、犯罪被害者等の心情を理解した支援活動や社会全体で犯罪被害者等を支えるための広報・啓発等を実施するもの。 ・弁護士による法律相談、臨床心理士等による心理カウンセリング ・見舞金の給付（遺族：50万円、重傷病被害者：20万円） ・再提訴費用の助成（損害賠償額に応じ最大32万円）	24

⑦ 人口１００万人計画		433,359		
1	移住・定住促進事業 (1)かがわ暮らし魅力発信事業 (2)ワンストップ移住相談窓口サービス提供事業 (3)市町等と連携した移住・定住促進事業	45,047 6,581 30,320 8,146	・本県の住みやすい生活環境などを積極的にPRするとともに、移住希望者にきめ細やかな受入支援を行うほか、市町等と連携し、県全体で移住・定住施策の取組みを進めるもの。 (1)移住先としての香川の魅力や生活情報、生活スタイルを全国に向けて広く発信するもの。 ・移住ポータルサイト「かがわ暮（ぐ）らし」の運営 ・移住マッチングサービス「SMOUT（スマウト）」を活用し、ターゲットを絞った効果的な情報発信を実施 ★・関西圏における本県の認知度向上及び移住促進を図るため、ラジオ番組でのPR及び移住体験モニターツアーの実施 など (2)ふるさと回帰支援センターや東京事務所、大阪事務所、地方版ハローワーク「ワークサポートかがわ」に移住等の相談に応じるコーディネーターを配置するとともに、県宅建協会に「住まい」に関する総合的な相談窓口を設置するなど、相談体制の充実を図り、本県への移住を促進するもの。 ・東京・大阪に、県内企業の情報等に精通した「就職コーディネーター」を配置 (3)①香川県移住・定住推進協議会事業 ・大都市圏での移住フェアの出展やHPを活用した魅力発信 ・大阪での本県単独移住フェアの開催（３年ぶり） など ②四国４県等連携等移住促進事業 ・四国４県や中四国９県で連携した東京や大阪での移住フェアの開催	4

	項 目 ・ 事 業 名	予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
2	地域活性化U J I ターン促進事業 (1) Uターン就職等促進事業 (2) 県外からの就職支援拠点事業	132, 274 15, 089 3, 472	・ 県外の学生に対して本県の就職に関する情報を発信するとともに、首都圏や関西圏において交流イベントや就職研究会を開催すること等により、学生や転職希望の社会人のU J I ターンの促進を図るもの。 (1) 県出身学生のUターン就職等を促進するため、S N Sを活用した本県の魅力等の情報発信、交流イベントや就職研究会等の実施、就職相談会等への県内企業の若手社員の派遣などを行うもの。 ・ S N Sを活用した、Uターン就職の魅力・メリットやロールモデル等の発信 ・ 学生等を対象とした交流イベントの実施（東京、関西圏） ・ 就職支援協定締結大学において、Uターン就職の魅力等を発信するイベントの実施 ・ 大学主催の就職相談会等に県内企業の若手社員を派遣 ・ 県内企業の情報発信等を行う就職研究会の開催（大阪） など (2) 進学等により県外へ転出した学生や転職希望者に対して、関西圏でのセミナー等を開催することで県内企業への就職支援を行い、県内企業の人材確保、人手不足の抑制を目指すもの。 ・ 関西圏の大学生等を対象とした就職セミナーの実施 ・ 県外大学等の学生が県内での合同企業説明会やインターンシップ等に参加する際の交通費補助（上限2万円／回、1回限り→★3回まで） など	4 86

	(3) 東京圏移住支援事業	64,727	(3) 東京圏からのU J I ターンを促進するため、東京圏から本県に移住し就業・起業した者及び東京圏内の大学生に対して、国の交付金を活用し、移住支援金又は地方就職支援金を交付するもの。 ・負担割合：国1／2、県1／4、市町1／4（市町が実施窓口） (移住支援金) ・支給対象者：主な要件 ①住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上及び住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住し、東京23区へ通勤していた者 ②転入先の市町に5年以上継続して居住する意思を有している者 ③中小企業等に就業又は起業した者、プロフェッショナル人材事業を活用した者、テレワーカー等 ・支給金額：上限100万円／世帯、60万円／単身 ※子育て世帯加算：18歳未満世帯員1人につき100万円 (地方就職学生支援金・交通費支援) ・支給対象者：東京圏内に居住し、東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学（原則4年以上）する卒業・修了年度の学部生・大学院生 など ・支給金額：就職活動等に要する交通費の1／2 ★（地方就職学生支援金・移転費支援） ・支給対象者：東京圏内に居住し、東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学（原則4年以上）する卒業年度の学部生・大学院生 など ・支給金額：地方に移住する際に要した移転費	4
--	---------------	--------	---	---

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
	(4) プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業	35,321	(4) 都市圏の潜在的なU J I ターン希望者と地域企業の求人ニーズを結びつけ、地域と企業の成長を後押しする「プロフェッショナル人材戦略拠点」を運営するもの。	4
	(5) 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進事業（奨学金特別会計）	13,665	(5) 県が、地域経済の牽引役となる産業分野等への就職を要件に（独）日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を受けた大学生等に対し、卒業後、地元企業に就職した場合、大学生等かがわ定着促進基金から拠出して奨学金返還の一部を支援するもの。 ・ 地元企業からの寄附（支援金）を受け入れ、基金へ積立て ・ 要件を満たした者（※）に対して支援金を交付 ※県内に居住し、特定分野等に就職して3年（県外出身者の場合は5年）が経過した者	1
3	こども図書館船事業	38,950	・ 「こども図書館船 ほんのもり号」を活用した取組みにより、離島等における読書や体験活動等を通して、子どもたちの豊かな感受性や創造性などを育み、本県への愛着を深めるとともに、交流人口の拡大など地域活性化を図るもの。 ・ 船体諸元：小型船舶（総トン数 約 19 トン、全長 約 20m、全幅 約 4 m） ・ 運航開始時期：令和 7 年度春頃 ・ 運航頻度：年間 4 0 回程度（春～秋） ・ 蔵 書 数：3, 0 0 0 冊程度	5

4	地域づくり推進事業	73,659	・個性豊かで活力ある地域づくりを推進するため、地域おこし協力隊が中心となって、県内で地域づくり活動に取り組む団体等の活動支援等を行うとともに、県内産業の労働力・担い手不足の対応として、県内産業へ従事し、その後の定住による地域活力の維持・向上を図るもの。 ①県における地域おこし協力隊の活用 ・県地域おこし協力隊による地域づくり支援（3名） ・知恵と経験のあるOB・OGを活用した県内隊員等のネットワーク・サポート体制の構築 ★☆☆②地域おこし協力隊を活用した人材確保・定住促進 ・産業担い手型の地域おこし協力隊による県内産業への従事（10名） ・令和8年度以降も、毎年、新規10名の産業担い手型の地域おこし協力隊を活用予定。	5
5	★☆☆地域活力向上のための市町等総合交付金事業	104,000	・未来へ向けた地域活力向上による本県の持続的な発展を目指し、市町等が実施する「人口減少により生じる地域課題への対応」や「人口の定着促進」にかかる取組みについて、総合的に支援するもの。	5

項 目 ・ 事 業 名		予算額	説 明	主要事業 概要説明 資 料 事業番号
			・ 対 象 者：（直接補助）市町、一部事務組合、 市町が主体となる団体（実行委員会等）など （間接補助）地域づくり団体など（市町補助事業の対象者） ・ 対象経費：交付金の目的に合致し、事業の継続性や発展性が見込まれる、 新規又は拡充事業 ※国又は県補助金を活用している事業、個人に対する給付金 事業、ハード整備などは対象外。 ・ 補 助 率：（新規事業） 10 / 10 以内、上限 400 万円 （拡充事業） 1 / 2 以内、上限 200 万円	
6	地域を支える県内大学等との連携強化事業	34,060	・ 県内大学及び経済団体、県、市町が組織する「大学・地域共創プラットフォーム香川」において、産学官連携による地域課題の解決に向けた取組みを支援し、地域の活性化や大学の人材育成機能を通じた若者の県内定着等につなげるもの。 ①プラットフォーム事業 ・ 各部会（進学・教育、就職・産業振興、地域活性化）が企画立案した事業等の実施 ②産学官共創チャレンジ支援補助金 ・ 地域課題解決や人材の県内定着に向けた、プラットフォームの枠組みを活用して構成員が企画・立案する取組みを支援 ・ 補 助 率：県 10 / 10	3

7	専修学校各種学校魅力発信促進事業	5,369	・県内外の高校生、保護者、進路指導担当教諭などの県内専修学校各種学校の教育活動等に対する理解を深めるため、情報発信の充実・強化等を図るもの。 ①かがわ専各職業教育促進事業 若者の県内定着や地元産業界に貢献できる人材の育成に寄与する専修学校各種学校の魅力発信を支援するもの。 ・職業体験と専修学校・各種学校について紹介する「専各キャラバン」を編成し、中学校・高校へ派遣 ・オープンキャンパス・学園祭への来場促進のための新聞・SNSを活用した広報 ・中高生向け職業紹介ガイドブックの作成 など ②若年者職業意識涵養事業 ・専修学校・各種学校での職業体験講座の開催	3 15
---	------------------	-------	---	---------